

# 湯のまち「べっぷ」輝きプラン

～ 第3次別府市男女共同参画プラン ～

(計画期間:令和3年度～令和12年度)



大分県 別府市





## 湯のまち「べっふ」男女共同参画都市宣言

(平成 16 年 9 月 15 日)

わたしたちのまち「べっふ」は、山や海の美しい自然に恵まれ、豊かな温泉を資源とする、世界でも有数の国際観光温泉文化都市です。

別府八湯とよばれる個性豊かな温泉地には、世界中からぬくもりと安らぎを求めて、たくさんの人々が訪れています。

また、多くの留学生などを受け入れ、アジアの国際交流の場として、世界の人々との相互理解と友情を深めています。

わたしたちは、先人が大切にしてきた資源を守りはぐくみ、自然のもつ癒しの中で、「男女がともに一人ひとりの個性と能力を発揮し、あらゆる分野にともに参画できるまちづくり」をめざし、ここに男女共同参画都市を宣言します。

わたしたちは、男女平等の理念のもとに、

- 1 一人ひとりの人間としての尊厳を重んじ、お互いの人権が尊重されるまち「べっふ」をつくりまします。
- 1 あらゆる分野の意思形成の場に参画し、意見が反映できるまち「べっふ」をつくりまします。
- 1 家庭や地域、学校、職場で責任を分かち合って生きるまち「べっふ」をつくりまします。
- 1 お互いに自立し、すべての人々が、健康で安心して暮らせる癒しのまち「べっふ」をつくりまします。
- 1 国際社会の一員として、国や人種をこえて心ふれあうまち「べっふ」をつくりまします。
- 1 平和をめざし、豊かな自然と共生しながら、地球環境を守るまち「べっふ」をつくりまします。



はじめに

「人権が尊重される心豊かなまち別府の実現」を目指して



平成16年に大分県内で初となる「男女共同参画都市」宣言を行った本市は、すべての市民がその個性と能力が十分に発揮できる、いきいき輝く社会づくりを目指し男女共同参画施策を推進してまいりました。

このたび、第2次男女共同参画プランの計画期間満了にあたり、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）の10年間を計画期間とする、湯のまち「べっぷ」輝きプラン～第3次別府市男女共同参画プラン～を策定いたしました。

本プランは、これまでの成果や社会情勢及びSDGs（持続可能な開発目標）の目標のひとつである「ジェンダー平等の実現」を踏まえ、将来像を「人権が尊重される心豊かなまち別府の実現」としています。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」にて策定が求められている自治体の計画も包含しています。

誰もが共に活躍できる社会を築くためにすべての人が、お互いに人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる施策を推進してまいります。また、行政と市民や事業所との連携、協力を図ることができるよう総合的な取組に向けた推進体制の整備強化を図ることにより、性別に関わらず、誰もがあらゆる分野で自分の意思によって活躍できるよう取り組んでまいります。

最後に本プラン策定にあたり、意識調査及びパブリックコメントにおいて貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様及び事業所の皆様、ご審議いただきました別府市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、関係各位に対し心から御礼申し上げます。

令和 4年 3月

別府市長 長野 恭 弘



# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

---

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	4
4	基本理念	4

## 第2章 別府市の現状

---

1	統計調査結果	5
2	アンケート調査結果	10
3	現行計画評価	20

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

1	将来像	21
2	基本目標	21
3	施策体系	23

## 第4章 施策の展開

---

1	基本目標Ⅰ ジェンダー平等の実現に向けた意識の向上	25
2	基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせるまちづくり	31
3	基本目標Ⅲ 個性と能力を發揮できるまちづくり	52

## 第5章 計画の推進

---

1	推進体制	67
2	進捗管理	67
3	成果指標一覧	68

## 参考資料

---

1	別府市男女共同参画推進条例	69
2	男女共同参画社会基本法	73
3	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	78
4	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	88



# 第1章 計画の策定にあたって



## 1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義されています。

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず、誰もが、社会のあらゆる分野で、自らの意思によって活躍することのできる社会です。仕事、家庭、地域生活などの多様な活動を一人ひとりの望む形で展開でき、誰もが、共に夢や希望を実現して、一人ひとりの豊かな人生に結びつくことを目指しています。

本市では、性別にかかわらず、すべての人がいきいきと輝く社会づくりを目指し、男女共同参画の総合的、計画的な推進を図るため、平成14年（2002年）3月に「第1次男女共同参画プラン」を策定、平成16年（2004年）9月に男女共同参画都市を宣言、平成18年（2006年）4月に別府市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）を施行、平成22年（2011年）3月に「湯のまち『べっぷ』第2次男女共同参画プラン」を策定し、様々な事業、取り組みを実施してきました。

今回、第2次男女共同参画プランの計画期間が令和3年（2021年）3月で満了したことに伴い、社会情勢の変化や国及び大分県の方向性、これまでの市の取り組み、市民・事業所調査等に基づき本市における男女共同参画に資する取り組みを計画的に推進するため、「湯のまち『べっぷ』輝きプラン ～第3次別府市男女共同参画プラン～」を策定します。

### ジェンダーって何？

**「ジェンダー平等」とは、あらゆる形態の差別の撤廃と性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めていくことを意味しています。**

男性と女性は、身体づくりは違いますが、平等です。ところが、今の社会では、男性に向いている役割や責任、女性に向いている役割や責任など、個人の希望や能力ではなく「性別」によって生き方や働き方の選択肢や機会を決められてしまうことがあります。

そこで、世界中で、法律や制度を変えたり、教育やメディアを通じた意識啓発を行ったりすることで、**社会的・文化的に作られた性別（ジェンダー）を問い直し、ひとりひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を創るための取組が行われています。**

同時に、「女の子だから」「女性だから」という理由で直面する障壁を取り除き、自分の人生を自分で決めながら生きるための力を身につける取組（エンパワーメント）も行われています。

**日本では「ジェンダーの平等と女性・女の子のエンパワーメント」は、「男女共同参画社会基本法」で21世紀の最重要課題と位置付けています。**

## 2 計画の位置づけ

- 第3次別府市男女共同参画プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく男女共同参画社会の促進についての市町村男女共同参画計画です。
- 第3次別府市男女共同参画プランは、別府市男女共同参画推進条例第9条に基づく本市の男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画です。
- 第3次別府市男女共同参画プランは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。
- 第3次別府市男女共同参画プランは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく市町村推進計画です。
- 第3次別府市男女共同参画プランは、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「第5次おおいた男女共同参画プラン」を勘案するとともに、本市の上位計画である「第4次別府市総合計画」の部門計画として位置づけ、国際社会共通の目標である「SDGs」(持続可能な開発目標)を念頭に置きながら、他分野の関連計画との整合性を図っていきます。

図表 1-1 SDGs 17 の持続可能な開発目標



※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

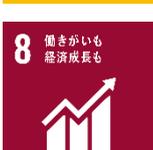
働きたい女性の個性と能力を發揮できる環境づくりのために、国、地方公共団体、民間企業などの責務を明らかにした法律。

※SDGs(エス・ディー・ジーズ)

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称。国連加盟 193 か国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標。

本計画では国際社会共通の目標である「SDGs」(持続可能な開発目標)を念頭に置きながら施策展開を行うものとします。各施策とSDGsの17の目標との関係は次のとおりです。

図表 1-2 SDGs17の持続可能な開発目標(詳細)

 <p><b>1</b> 貧困をなくそう</p>	<p><b>貧困をなくそう</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p><b>10</b> 人や国の不平等をなくそう</p>	<p><b>人や国の不平等をなくそう</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p><b>2</b> 飢餓をゼロに</p>	<p><b>飢餓をゼロに</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p><b>11</b> 住み続けられるまちづくりを</p>	<p><b>住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p>	<p><b>すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p><b>12</b> つくる責任 つかう責任</p>	<p><b>つくる責任つかう責任</b> 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p>	<p><b>質の高い教育をみんなに</b> 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p><b>13</b> 気候変動に具体的な対策を</p>	<p><b>気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p><b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p><b>ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び子供の能力強化を行う</p>	 <p><b>14</b> 海の豊かさを守ろう</p>	<p><b>海の豊かさを守ろう</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p><b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p><b>安全な水とトイレを世界中に</b> 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p><b>15</b> 陸の豊かさも守ろう</p>	<p><b>陸の豊かさも守ろう</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p><b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p><b>エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p><b>16</b> 平和と公正をすべての人に</p>	<p><b>平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p><b>8</b> 働きがいも経済成長も</p>	<p><b>働きがいも経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	 <p><b>17</b> パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p><b>パートナーシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p><b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p><b>産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

### 3 計画の期間

第3次別府市男女共同参画プランの計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

図表 1-3 別府市男女共同参画プラン計画期間

H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
← 第2次別府市男女共同参画プラン										策定									
									見直し	← 第3次別府市男女共同参画プラン									
										<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     ・数値目標の設定の見直し                      ・プラン改定の必要性の審議                 </div>									

### 4 基本理念

第3次別府市男女共同参画プランの基本理念は、別府市男女共同参画推進条例第3条に規定する7つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策の推進に取り組みます。

#### 【別府市男女共同参画推進条例 基本理念】

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に分担と責任を分かち合いながら、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動を両立して行うことができるようにすること。
- (5) 幼児教育、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画社会の形成の意義を浸透させること。
- (6) 男女が相互の身体の特徴について理解を深め、性と妊娠、出産等に関し、健康と権利を互いに認め合い、心身ともに健やかな生活を営むことができるようにすること。
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に行うこと。

#### ※男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。(男女共同参画社会基本法第2条)

## 第2章 別府市の現状



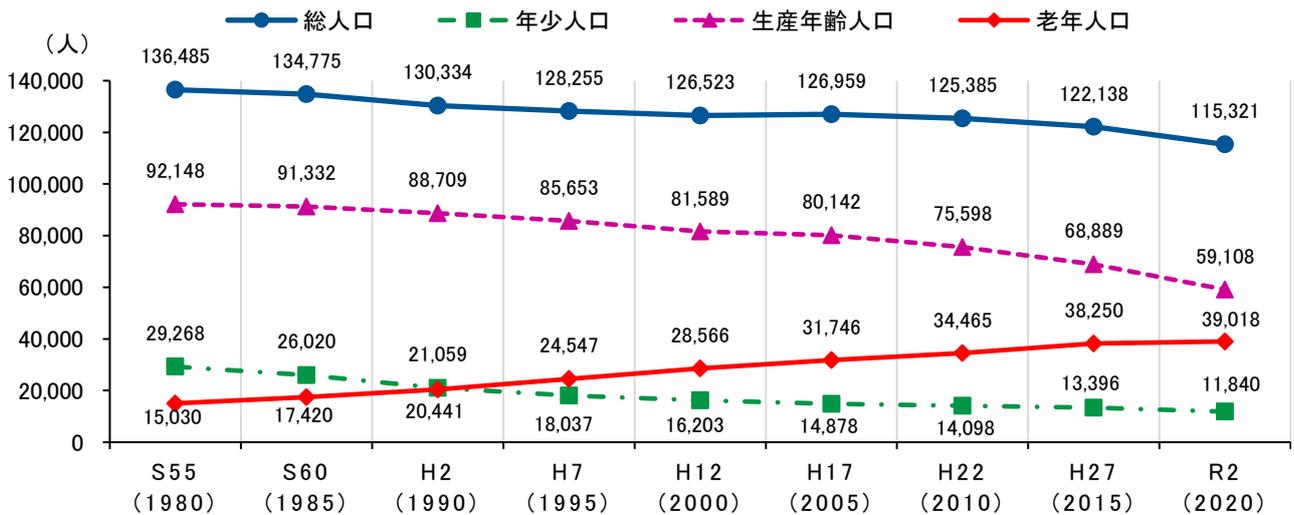
# 1 統計調査結果

## (1) 人口

別府市の総人口は、昭和 55 年から令和 2 年まで減少傾向で推移しています。

年少人口、生産年齢人口の減少と、老年人口の増加により、地域経済、社会の担い手不足が懸念され、経済社会の持続的発展のためにも、あらゆる分野における女性の参画拡大が必要です。

図表 2-1 人口の推移



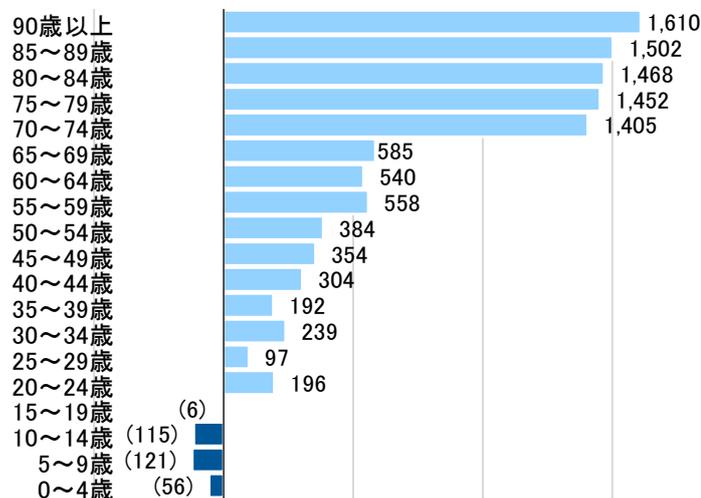
資料：各年国勢調査(※R2年国勢調査のうち、人口等基本集計は公表されているため、最新データを掲載した。)

## (2) 男女別人口

別府市の人口を男女別 5 歳階級別でみると、15～19 歳の階級までは、女性より男性の人口が多い状況にありますが、20 歳以上では女性の方が多くなっています。

人口構造の面でも、女性の活躍は、別府市の活力を高めていくうえで重要であると考えられます。

図表 2-2 人口の男女差(女性－男性)

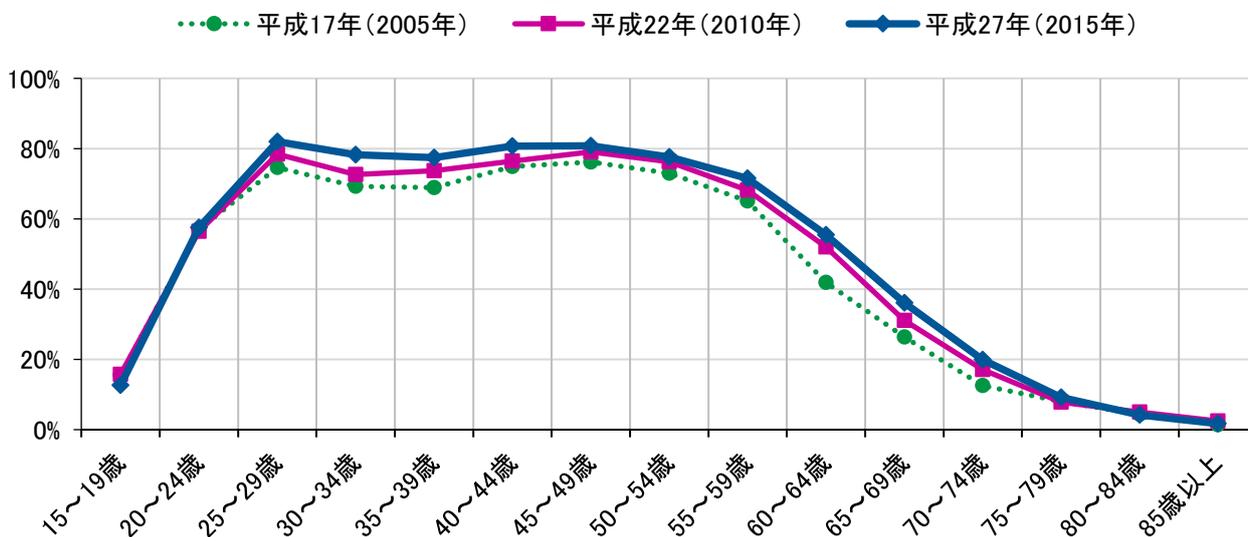


資料：令和 2 年国勢調査(※R2年国勢調査のうち、人口等基本集計は公表されているため、最新データを掲載した。)

### (3) 女性の年齢別労働力率

別府市の女性の年齢別労働力率（いわゆるM字カーブ）の推移をみると、出産や育児等によって現れるM字カーブの底は年々浅くなっています。

図表 2-3 女性の年齢別労働力率

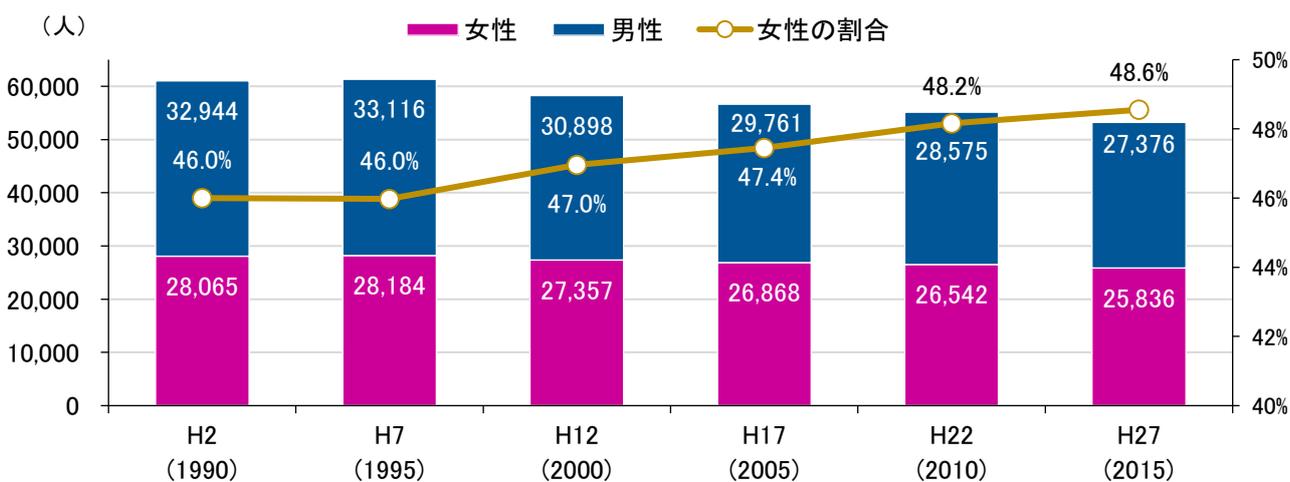


資料：各年国勢調査

### (4) 就業者における女性の割合

別府市の就業者数は男女とも減少傾向にありますが、就業者に占める女性の割合は上昇しています。

図表 2-4 男女別就業者数・就業者に占める女性の割合



資料：各年国勢調査

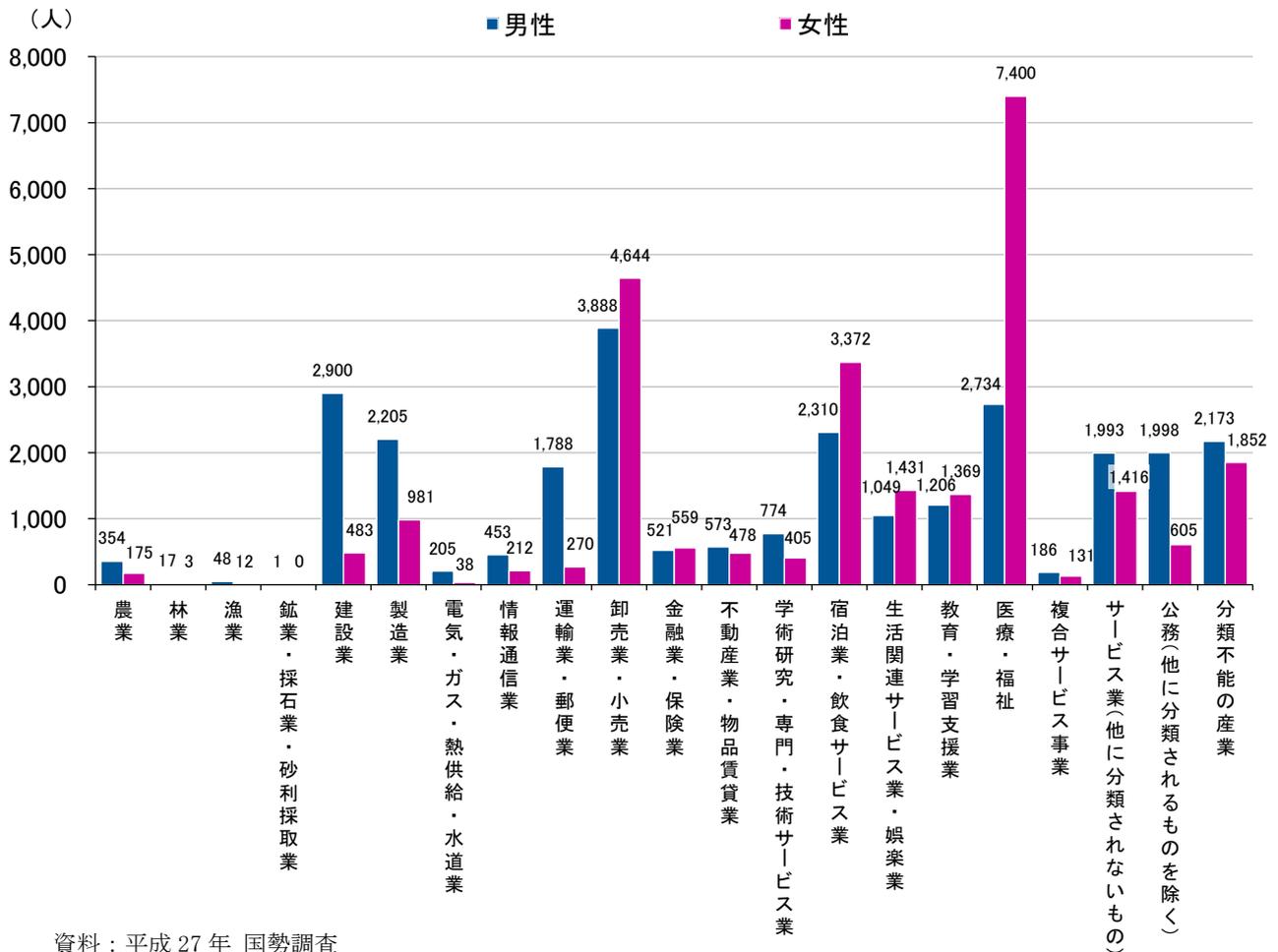
#### ※M字カーブ

女性の年齢階級別の労働力率(15歳以上の人口に占める働く人の割合)は、学校卒業後20代でピークに達し、その後、30代の出産・育児期に落ち込み、子育てが一段落した40代で再上昇します。これをグラフに表すと、アルファベットの「M」に似た曲線を描く傾向が見られるため、このグラフの形態を指し、女性の就業状況の特徴を表している。

## (5) 産業分類別就業者数

別府市の平成 27 年の産業分類別就業者数をみると、女性は「医療・福祉」の就業者が最も多く、次いで「卸売業・小売業」、「宿泊業・飲食サービス業」となっています。男性は、「卸売業・小売業」の就業者が最も多く、次いで「建設業」、「医療・福祉」となっています。

図表 2-5 男女別産業分類別就業者数



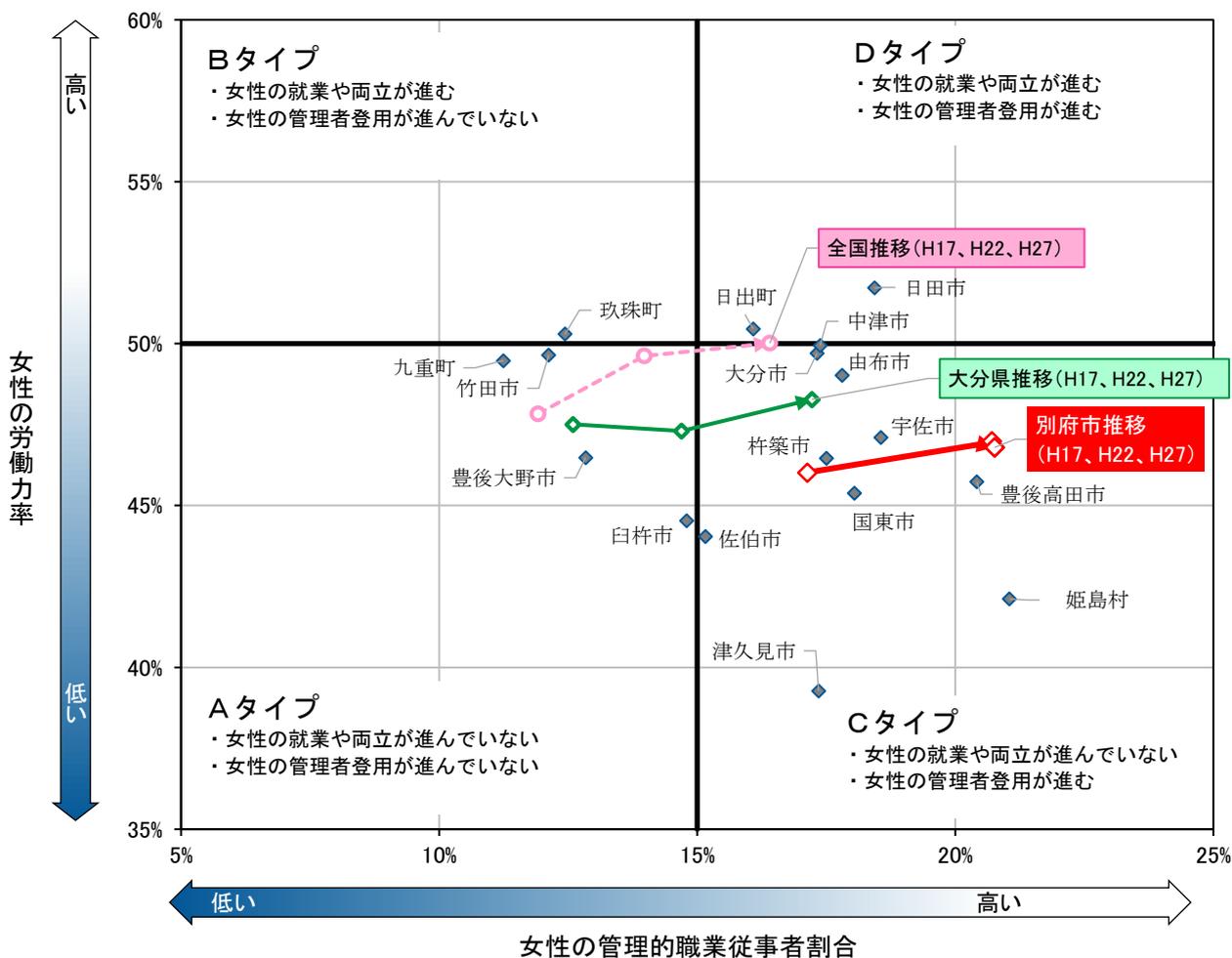
資料：平成 27 年 国勢調査

## (6) 女性の労働力率と女性の管理的職業従事者割合

全国的に女性の管理的職業への登用が進む中、別府市の女性の管理的職業従事者割合をみると、平成 22 年から平成 27 年にかけての推移に大きな変化は見られませんが、全国、大分県と比較すると高い状況が続いています。

一方、別府市の女性の労働力率は全国、大分県を下回っていることから、仕事と家庭の両立が難しい状況にあることがうかがえます。

図表 2-6 女性の労働力率と管理的職業従事者割合

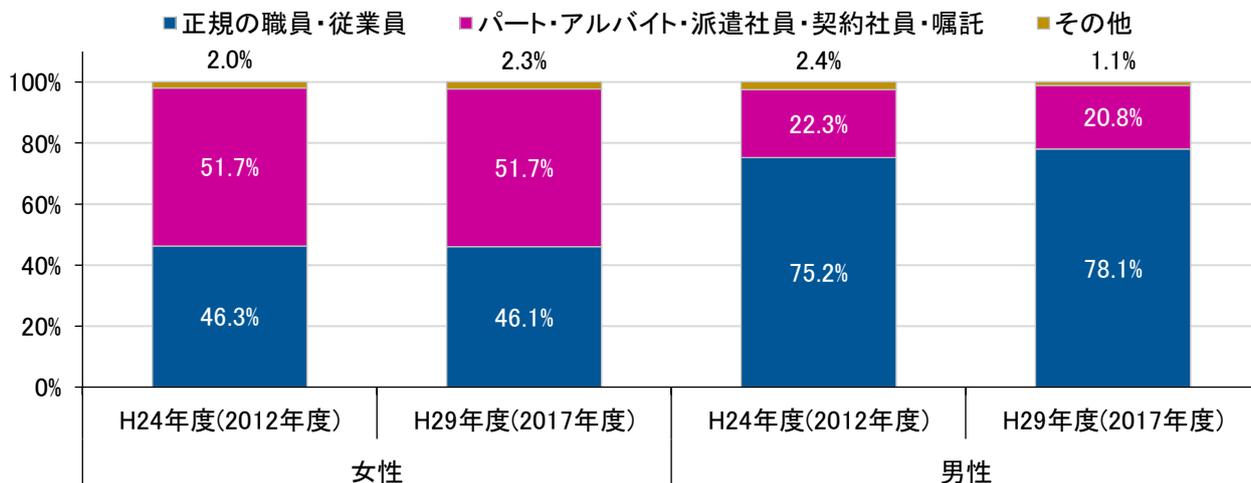


資料：全国・大分県・別府市については各年国勢調査、その他市町村は平成 27 年国勢調査

## (7) 雇用者に占める非正規雇用労働者の割合

大分県東部地域における「パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託」などの非正規雇用の割合は、女性は平成 24 年度と平成 29 年度の変化は見られないものの、男性の非正規割合は下がっています。男女別で見ると、女性は非正規雇用の割合が 5 割を超えるのに対し、男性は約 2 割と男女差がみられます。

図表 2-7 男女の雇用形態(大分県東部地域)

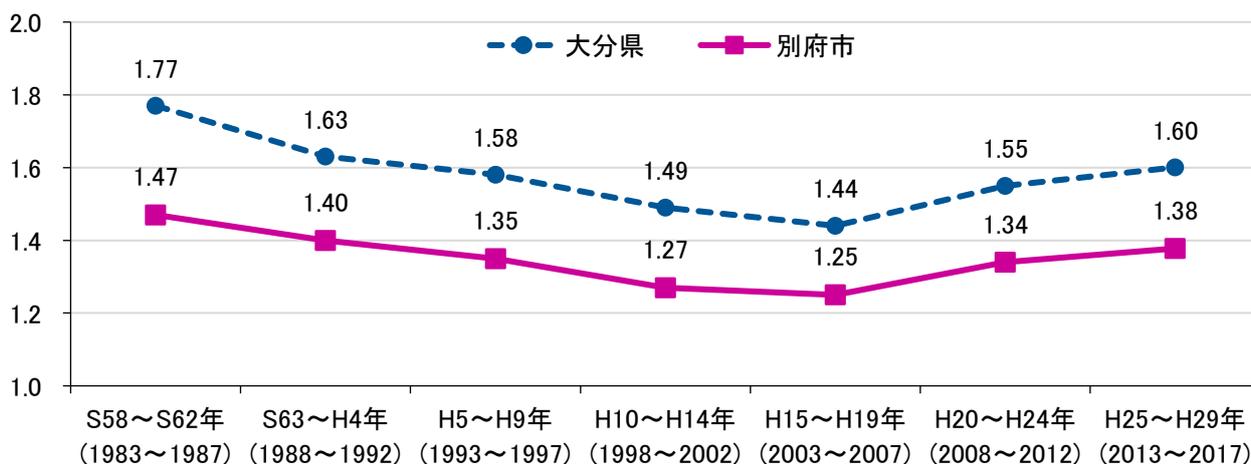


資料：総務省統計局 就業構造基本調査

## (8) 合計特殊出生率(ベイズ推定値)

別府市の合計特殊出生率(ベイズ推定値)は、昭和 58~62 年の 1.47 から平成 15~19 年には 1.25 まで下がり、その後上昇に転じ、平成 25~29 年の値は 1.38 となっています。

図表 2-8 合計特殊出生率(ベイズ推定値)



資料：厚生労働省 人口動態統計特殊報告

※合計特殊出生率(ベイズ推定値)

合計特殊出生率は、15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその観察期間の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当します。ベイズ推定値は、小地域に特有なデータの不安定性を緩和し、安定的な推定を行うための手法です。

## 2 アンケート調査結果

### (1) 調査概要

#### ①調査目的

本調査は、別府市における男女共同参画に関する意識と実態を統計的に把握し、今後の男女共同参画施策の一層の推進を図るための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

#### ②調査種類

##### ◆市民意識調査

別府市在住の20歳以上の男女3,000人【宛所不明数：16件】

##### ◆事業所調査

別府市内の事業所1,200社【宛所不明数：24件】

#### ③調査方法・回収率等

図表 2-9 調査方法・回収率等

区 分	市民意識調査	事業所調査
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	発送：令和3年7月7日 締切：令和3年7月28日	発送：令和3年7月7日 締切：令和3年7月28日
回収状況	有効回収数：806件 有効回収率：27.0%	有効回収数：268件 有効回収率：22.8%

#### ④比較調査概要

- ◆平成 27 年別府市調査：「男女共同参画社会づくりに関するアンケート調査」  
調査対象：別府市在住の 20 歳以上の男女 1,000 人  
調査方法：郵送配付・郵送回収  
調査期間：平成 27 年 4 月 20 日～5 月 8 日  
回収状況：回収数 354 人 回収率 35.4%
  
- ◆平成 22 年別府市調査：「男女共同参画社会づくりに関するアンケート調査」  
調査対象：別府市在住の 20 歳以上の男女 1,000 人  
調査方法：郵送配付・郵送回収  
調査期間：平成 22 年 4 月 13 日～5 月 14 日  
回収状況：回収数 311 人 回収率 31.1%
  
- ◆令和元年大分県調査：「令和元年度男女共同参画社会づくりのための意識調査」  
調査対象：大分県在住の 18 歳以上の男女 3,000 人  
調査方法：郵送配付・郵送回収  
調査期間：令和元年 9 月 17 日～10 月 7 日  
回収状況：回収数 1,082 人 回収率 36.1%
  
- ◆令和元年内閣府調査：「男女共同参画社会に関する世論調査」  
調査対象：全国 18 歳以上の男女 5,000 人  
調査方法：調査員による個別面接聴取  
調査期間：令和元年 9 月 5 日～9 月 22 日  
回収状況：有効回収数 2,645 人 有効回収率 52.9%
  
- ◆平成 26 年内閣府調査：「女性の活躍推進に関する世論調査」  
調査対象：全国 20 歳以上の男女 5,000 人  
調査方法：調査員による個別面接聴取  
調査期間：平成 26 年 8 月 28 日～9 月 14 日  
回収状況：有効回収数 3,037 人 有効回収率 60.7%

## (2) 市民意識調査結果概要

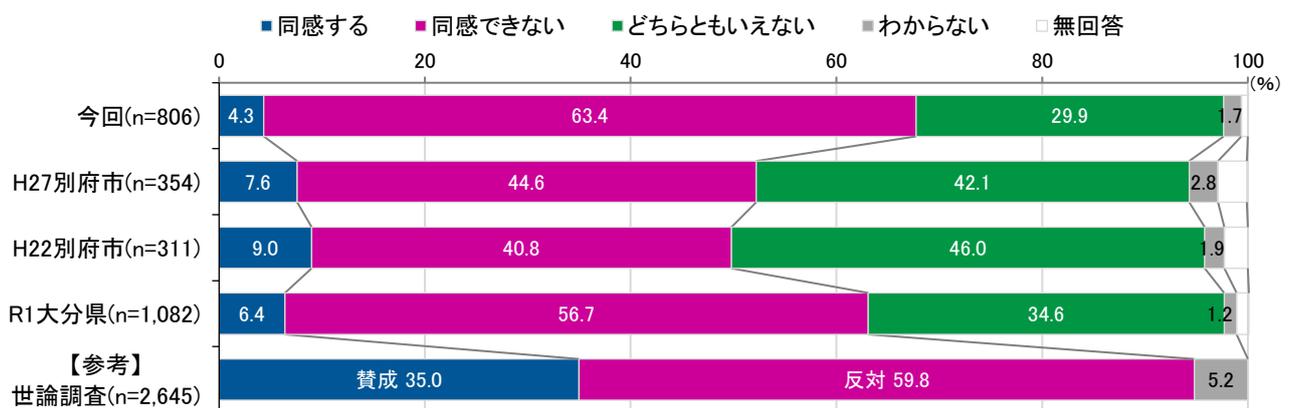
### ①性別（男女）の意識について

#### 【固定的性別役割分担意識】

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」というような性別によって役割を固定する（決めつける）考え方(固定的性別役割分担意識)について、「同感できない」が63.4%と最も高く、次いで「どちらともいえない」の29.9%、「同感する」の4.3%となっています。

H27 別府市と比較すると、「同感できない」の割合が高くなっていることから、固定的性別役割分担に対する意識の変化がみられます。

図表 2-10 「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識について

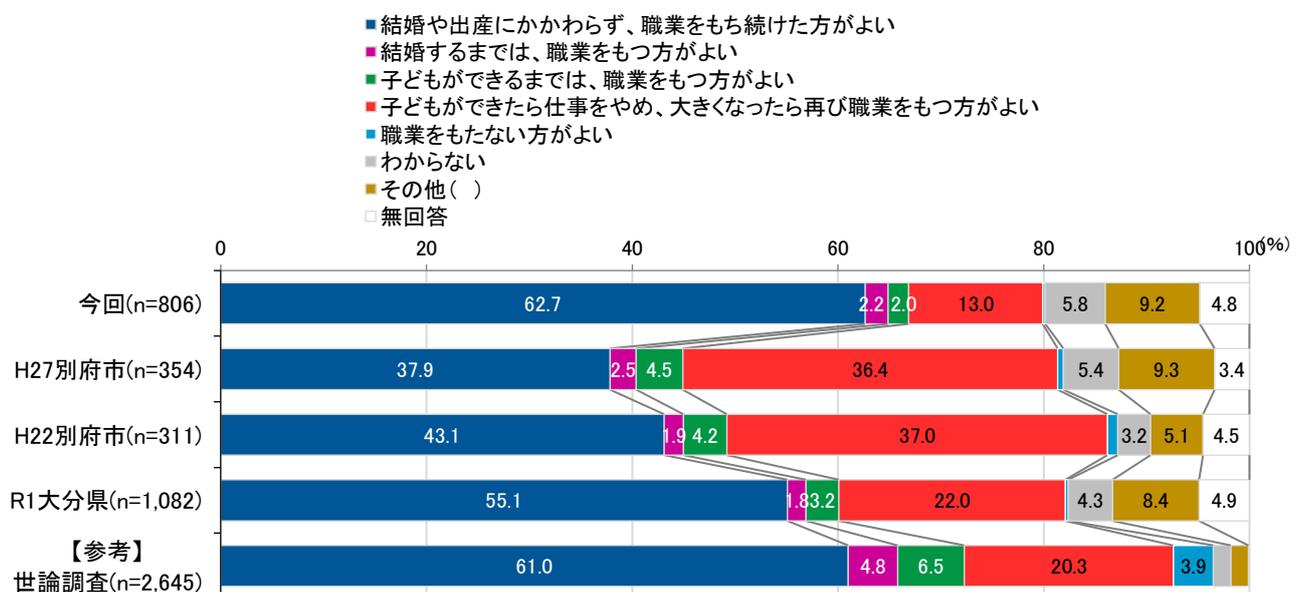


#### 【女性が職業をもつことに対する意識】

女性の就業について、「結婚や出産にかかわらず、職業をもち続けた方がよい」が62.7%と最も高く、次いで「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の13.0%となっています。

H27 別府市と比較すると、「結婚や出産にかかわらず、職業をもち続けた方がよい」の割合が高くなっており、女性が職業をもつことについての意識が高くなっています。

図表 2-11 女性が職業をもつことについてどう思うか

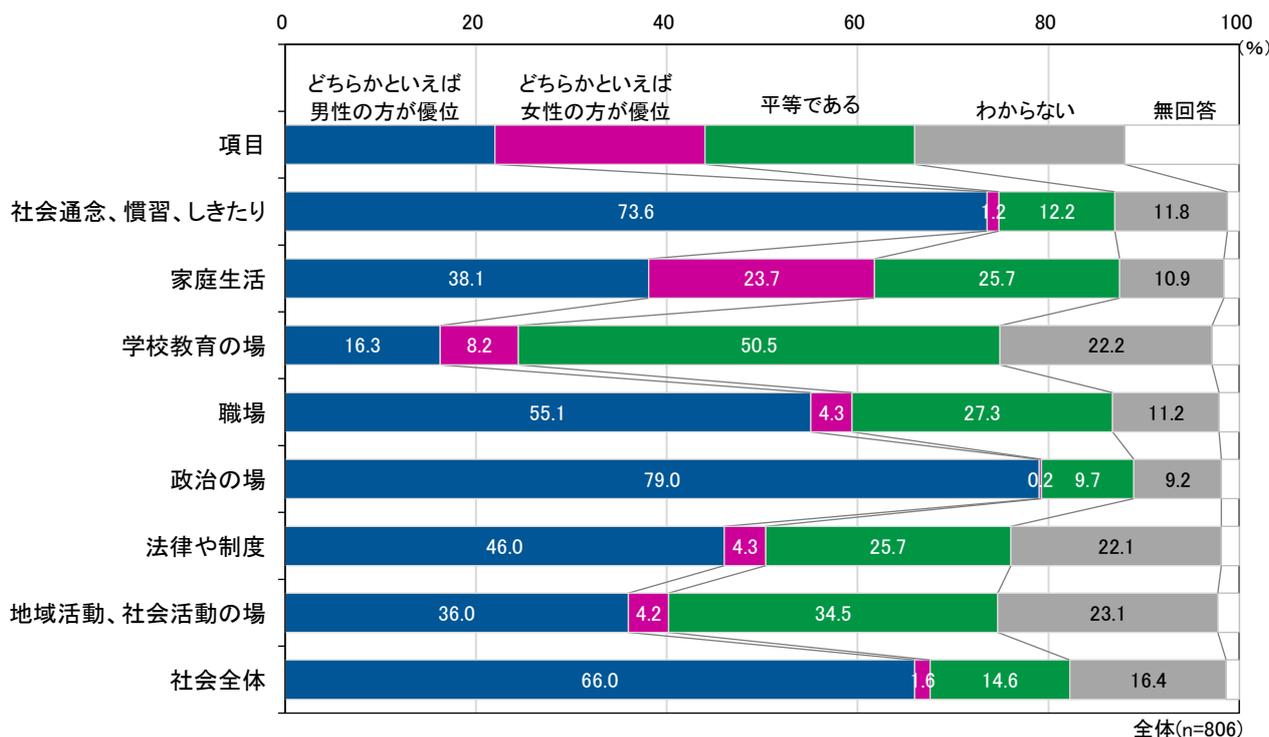


### 【各分野の男女の地位の平等感】

男女の地位の平等感について分野別でみると、「平等である」の割合が最も高いのは「学校教育の場」となっています。

一方、「どちらかといえば男性の方が優位」の割合が最も高いのは「政治の場」、次いで「社会習慣、慣習、しきたり」となっており、「社会全体」でみても「どちらかといえば男性の方が優位」の割合が高くなっていることから、未だ男性優位の社会が根強く残っていると考えられます。

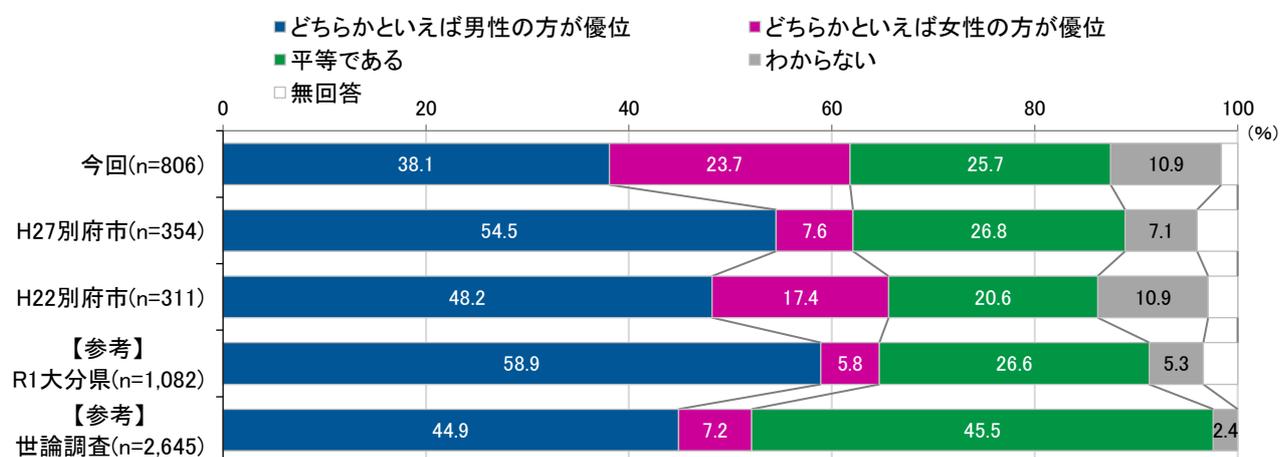
図表 2-12 各分野における男女の地位の平等感



分野別の男女の地位について、「家庭生活」では、H27 別府市調査と比較すると「どちらかといえば女性の方が優位」の割合が高くなっています。

別府市では、女性の就業割合が上昇していることから、家庭生活における男女の平等感に変化がみられたと考えられます。

図表 2-13 家庭生活において男女の地位が平等になっていると思うか



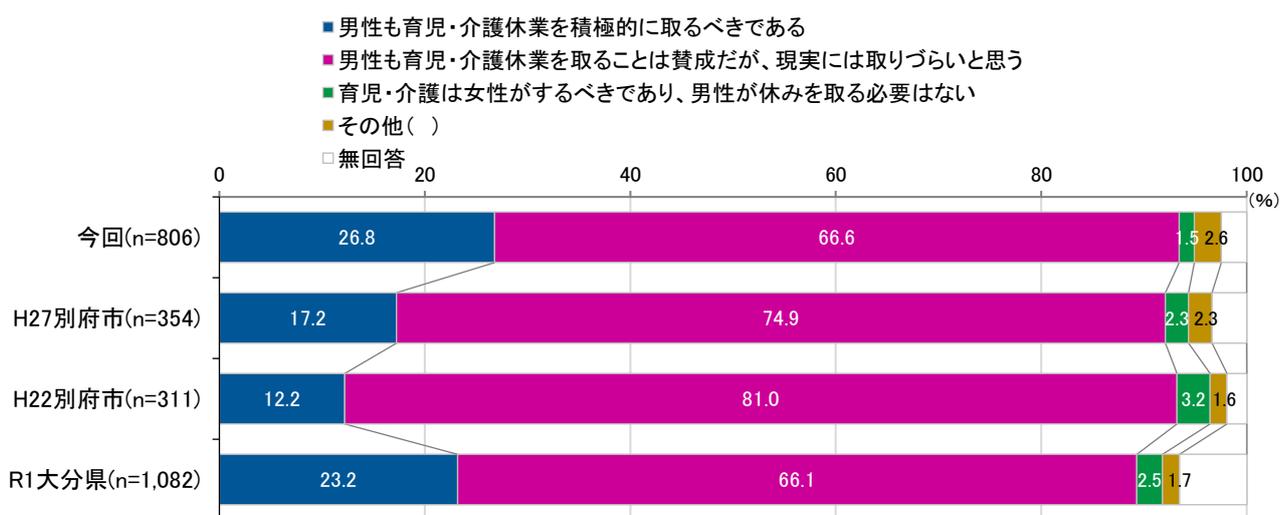
## ②ワーク・ライフ・バランスについて

### 【男性の育児・介護休暇（休業）取得についての意識】

男性の育児・介護休暇（休業）について、「男性も育児・介護休業を取ることは賛成だが、現実には取りづらいと思う」が66.6%と最も高く、次いで「男性も育児・介護休業を積極的に取るべきである」の26.8%となっています。

H27別府市調査と比較すると、「男性も育児・介護休業を取ることは賛成だが、現実には取りづらいと思う」の割合は低く、「男性も育児・介護休業を積極的に取るべきである」の割合は高くなっており、男性の育児・介護休暇（休業）取得に対する意識が高くなっています。

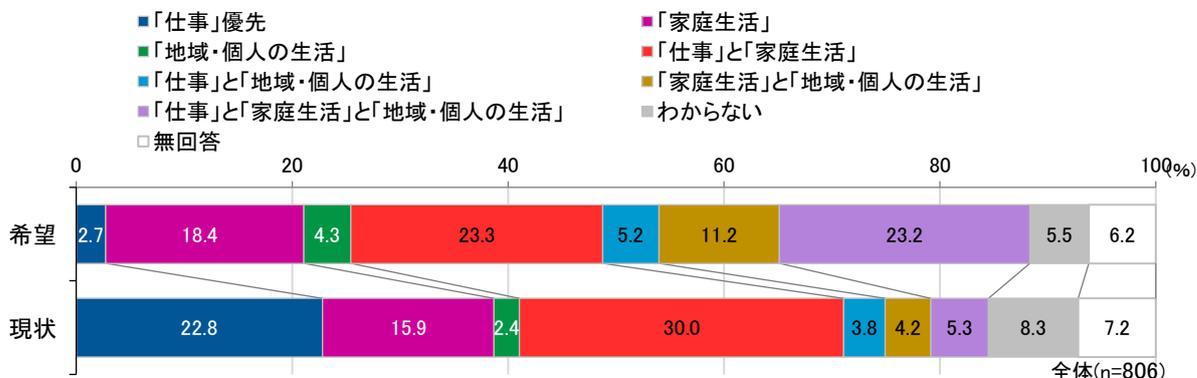
図表 2-14 男性の育児・介護休暇取得についての意識



### 【「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先順位の希望と現状】

「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先順位について希望と現状をみると、現状では「仕事」(22.8%)、「家庭生活」(15.9%)、「「仕事」と「家庭生活」」(30.0%)を合計すると約7割となっており、「地域・個人の生活」が優先できていない状況にあることがわかります。

図表 2-15 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先順位の希望と現状



#### ※ワーク・ライフ・バランス

日本語で「生活と仕事の調和」と訳され、働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

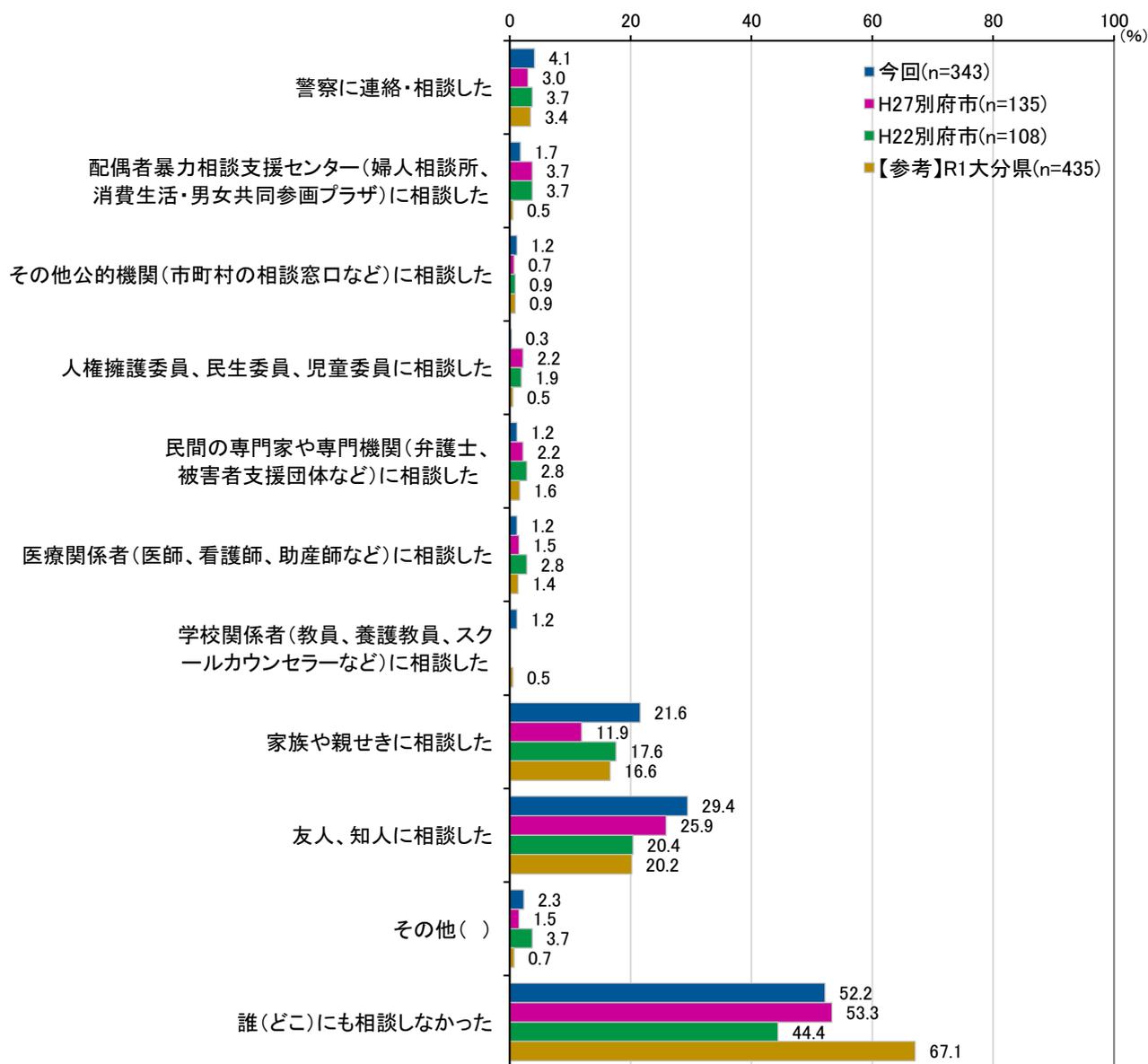
### ③暴力について

#### 【虐待についての相談先】

虐待の相談先について、「誰（どこ）にも相談しなかった」が52.2%と最も高く、次いで「友人・知人に相談した」の29.4%、「家族や親せきに相談した」の21.6%となっています。

H27年別府市調査と比較すると「どこ（誰）にも相談しなかった」の割合はやや低くなっているものの、5割以上が相談できていない状況にあります。

図表 2-16 虐待についての相談先



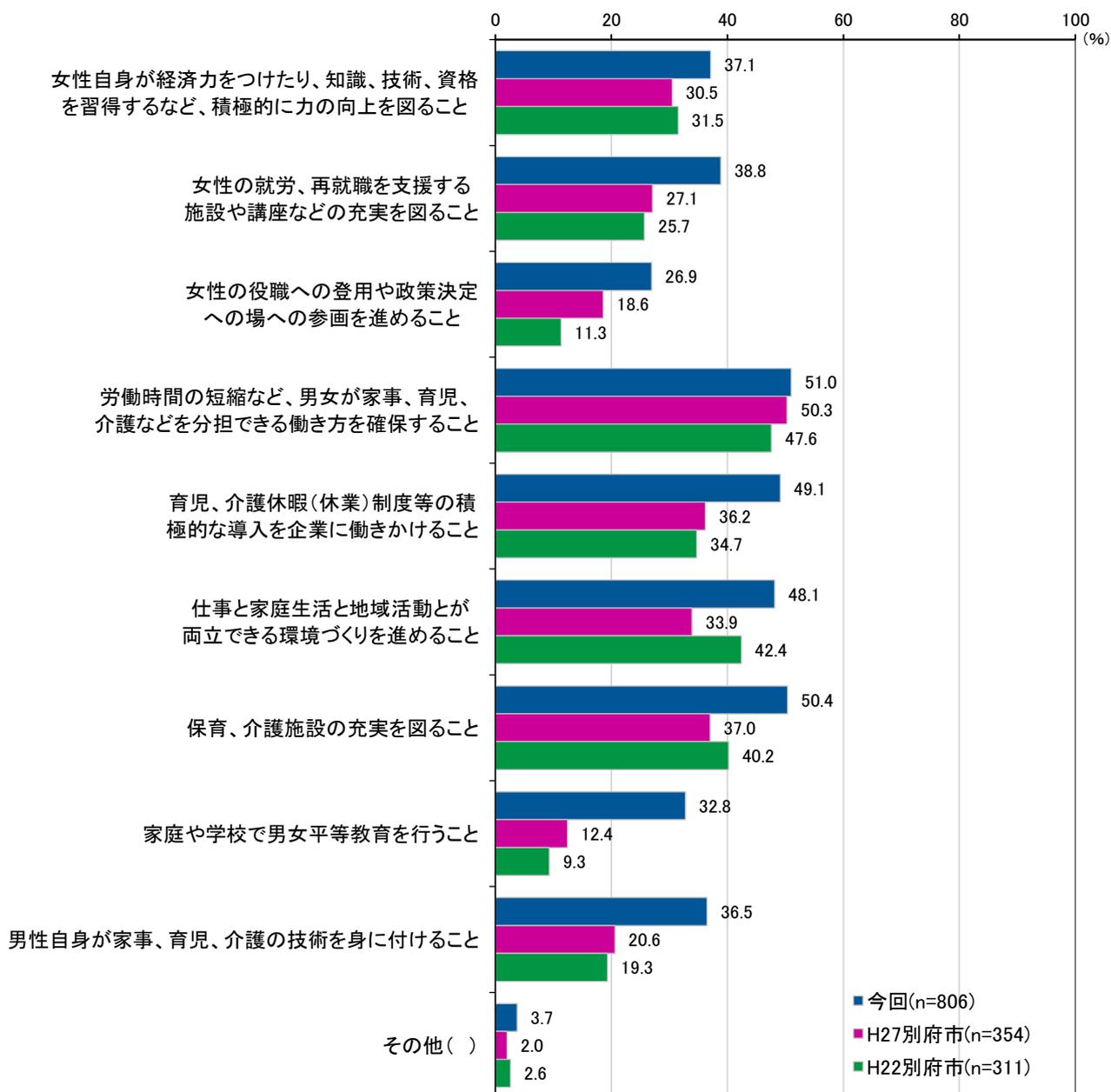
#### ④男女共同参画社会の形成に向け、市に期待すること

【別府市に取り組んでもらいたい施策】

「労働時間の短縮など、男女が家事、育児、介護などを分担できる働き方を確保すること」が51.0%と最も高く、次いで「保育、介護施設の充実を図ること」の50.4%、「育児、介護休暇(休業)制度等の積極的な導入を企業に働きかけること」の49.1%となっています。

H27 別府市調査と比較すると、全ての選択肢の割合が上回っており、男女共同参画社会に関する意識の高まりがみられます。特に、「家庭や学校で男女平等教育を行うこと」の割合が上昇しており、ジェンダー教育の充実が求められています。

図表 2-17 男女共同参画社会の形成に向け、市に取り組んでもらいたい施策



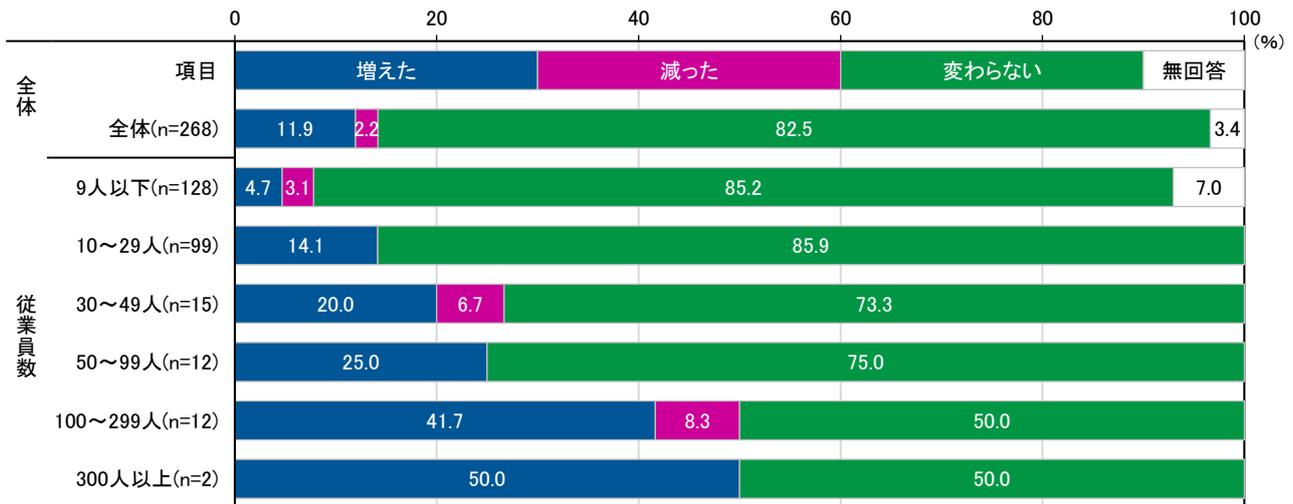
### (3) 事業所調査結果概要

#### ① 女性の管理職について

##### 【女性管理職の状況】

市内事業所の女性の管理職について、5年前と比較し増えたと回答した割合は、従業員数が多くなるにつれて高くなる傾向にあります。

図表 2-18 市内事業所の女性管理職の状況

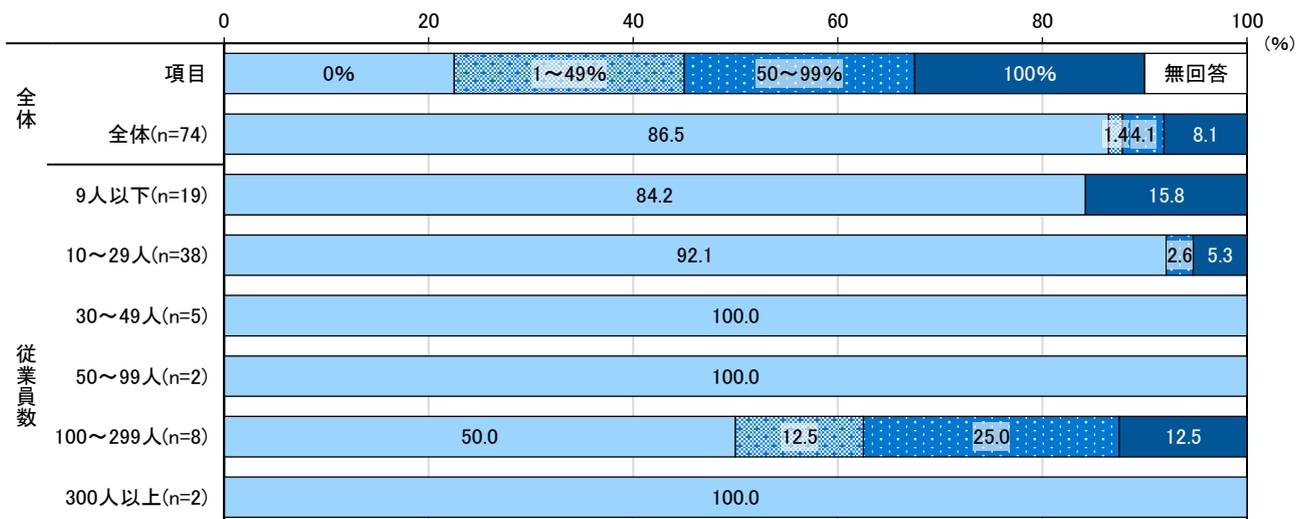


#### ② 育児・介護休業について

##### 【男性の育児休業取得率】

市内事業所の男性従業員の育児休業取得率については、従業員数に関わらず、低い状況にあります。

図表 2-19 市内事業所の男性従業員が育児休業を取得または申込をしている割合



### ③男女共同参画施策について

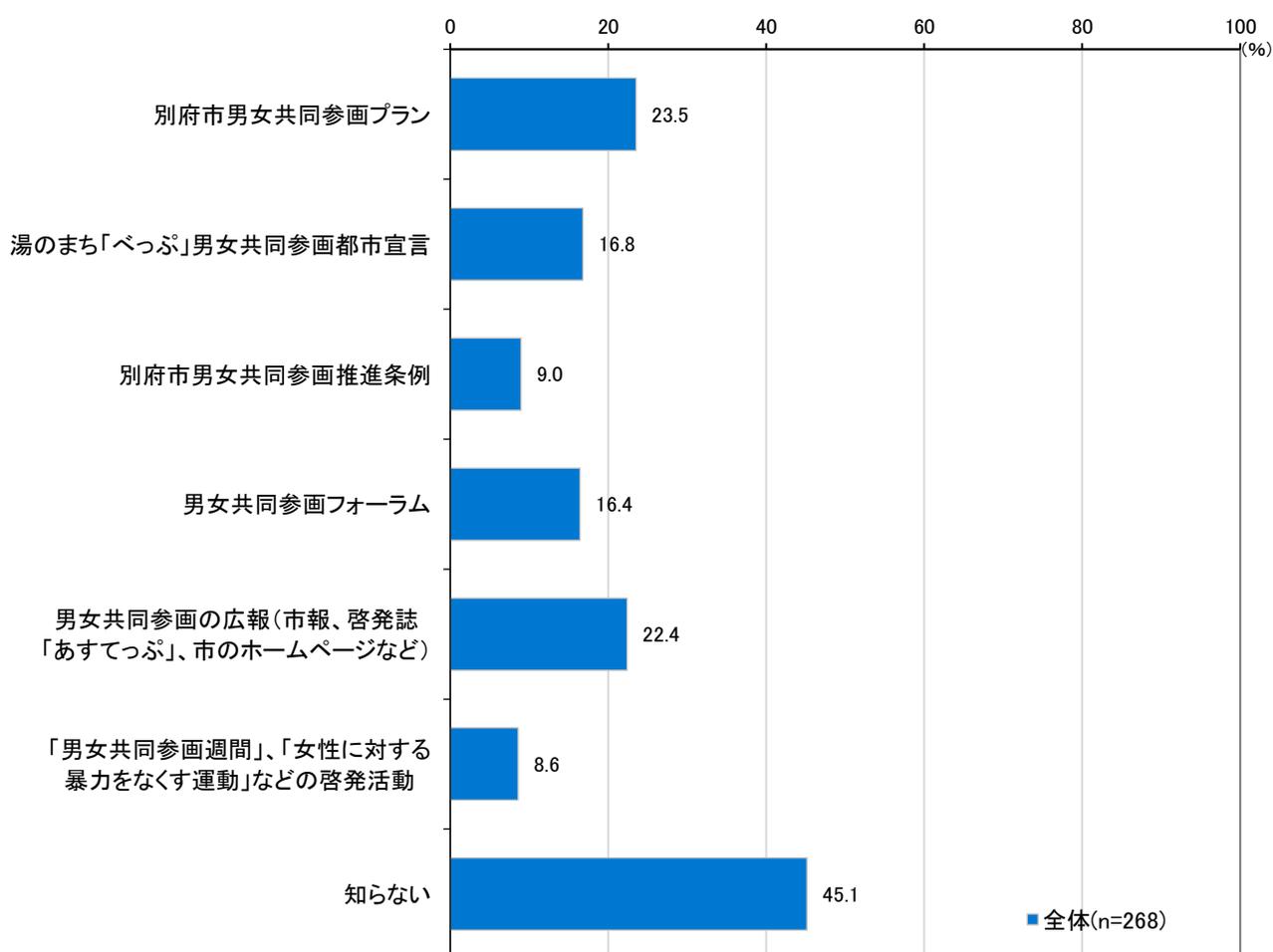
#### 【別府市が行っている施策の認知度】

別府市が行っている男女共同参画を推進するための取り組みについては、「知らない」が45.1%と最も高くなっています。

認知されている取り組みでは、「別府市男女共同参画プラン」が23.5%と最も高く、次いで「男女共同参画の広報（市報、啓発誌「あすてっぷ」、市のホームページなど）」の22.4%となっています。

ジェンダー平等を実現するうえで、事業所の取り組みは必要不可欠であり、事業所に対する市の取り組みの情報提供や周知方法等について検討する必要があります。

図表 2-20 別府市が行っている施策の認知度

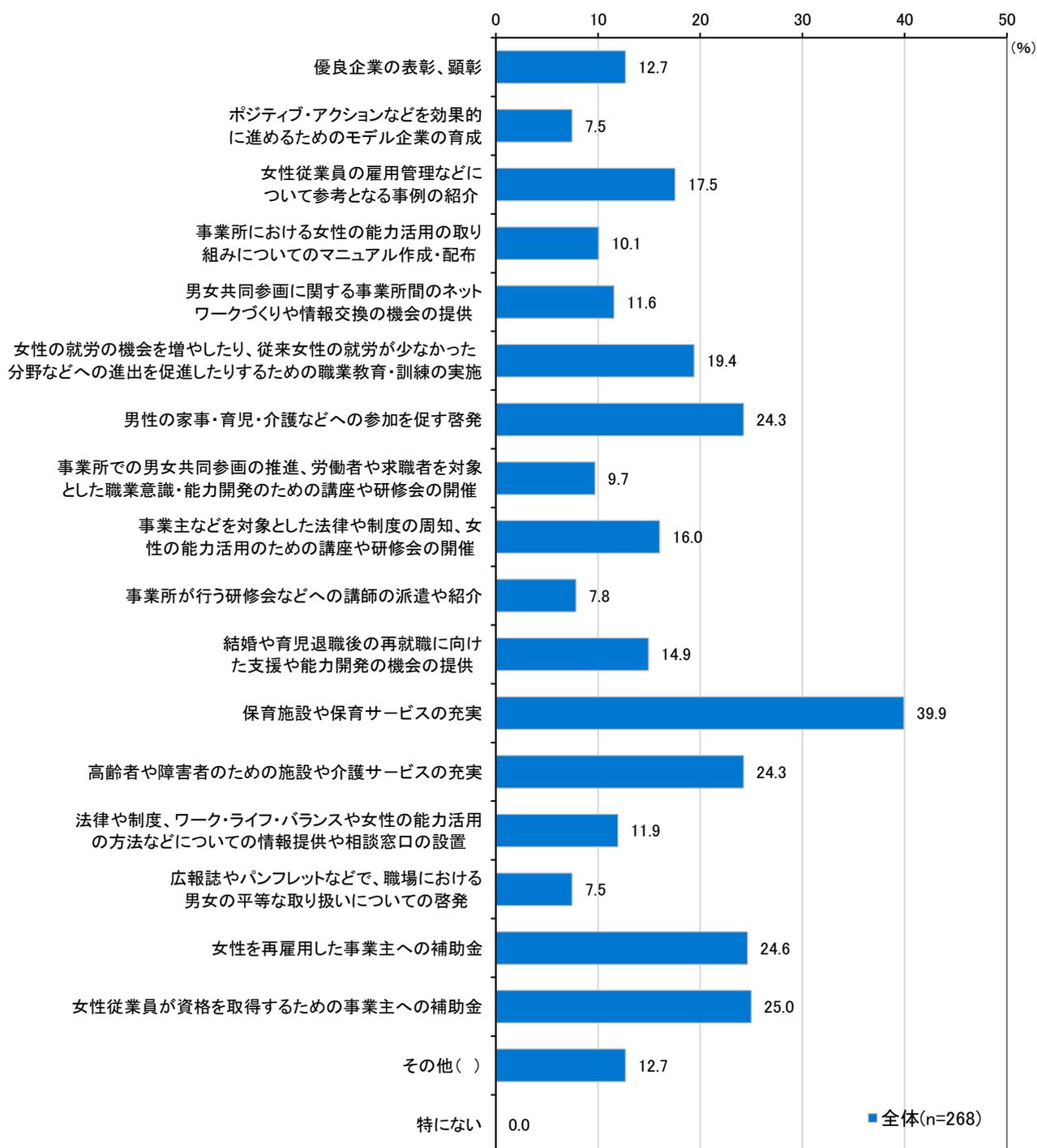


### 【別府市が今後力を入れていくべき施策】

男女共同参画施策を進めるにあたって別府市が今後力を入れていくべきことについて、「保育施設や保育サービスの充実」が 39.9%と最も高く、次いで「女性従業員が資格を取得するための事業主への補助金」の 25.0%、「女性を再雇用した事業主への補助金」の 24.6%となっています。

女性が社会進出するための保育施設・保育サービス等の整備や、男女共同参画を推進する事業所への動機づけが求められています。

図表 2-21 男女共同参画施策を進めるために別府市が今後力を入れていくべき施策



#### ※ポジティブ・アクション

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいう。

### 3 現行計画評価

#### (1) 目的

第2次別府市男女共同参画計画に定める6つの基本方針の数値目標について達成状況を取りまとめ、次期計画策定の参考としました。

#### (2) 第2次別府市男女共同参画計画 数値目標の進捗状況

第2次別府市男女共同参画計画に定める数値目標について、「1. 別府市が行っている男女共同参画を推進するための施策について、知っているか見聞きしたことがある人の割合」の令和3年度実績値は、平成27年度実績値をわずかに上回ったものの、目標値を達成していない状況にあります。

「2. 男女共同参画啓発誌「あすてっぷ」発行回数」の令和2年度実績値は、新型コロナウイルス感染症の影響により2回/年となっています。

「3. DV被害者のうち、相談した人の割合」の令和3年度実績値は47.8%となっており、平成27年度実績値をわずかに上回ったものの目標値を達成していない状況にあります。

「4. 地域や社会活動の場で男女が平等になっていると思う人の割合」の令和3年度の実績値は34.5%と平成27年度実績値を下回り、目標値を達成していない状況にあります。

「5. 職場や就労の機会などで男女平等になっていると思う人の割合」の令和3年度実績値は27.3%となっており、平成27年度実績値をわずかに上回ったものの、目標値を達成していない状況にあります。

「6. 別府市の審議会等における女性委員の割合」の令和3年度実績値は20.1%となっており、平成27年度実績値を下回り、目標値を達成していない状況にあります。

図表 2-22 第2次別府市男女共同参画計画 数値目標達成状況

項目	実績値	目標値	実績値	実績値
	H22年度	H27年度	H27年度	R3年度
1. 「別府市が行っている男女共同参画を推進するための施策」について、知っているか見聞きしたことがある人の割合	32.5%	50%以上	34.7%	35.0%
2. 男女共同参画啓発誌「あすてっぷ」発行回数	2回/年	3回/年	3回/年	2回/年 (R2年度)
3. DV被害者のうち、相談した人の割合	35.2%	60%以上	46.7%	47.8%
4. 地域や社会活動の場で男女が平等になっていると思う人の割合	34.4%	50%以上	39.3%	34.5%
5. 職場や就労の機会などで男女平等になっていると思う人の割合	19.3%	50%以上	26.8%	27.3%
6. 別府市の審議会等における女性委員の割合	25.7%	30%以上	25.6%	20.1%

## 第3章 計画の基本的な考え方



## 1 将来像

# 人権が尊重される心豊かなまち別府の実現

湯のまち「べっぷ」男女共同参画都市宣言を行った本市は、国際観光温泉文化都市として更に発展することを願うとともに、すべての市民がお互いに人権を尊重し、責任を分かち合うジェンダー平等のまちべっぷの実現を目指します。

## 2 基本目標

将来像の実現に向けて、3つの基本目標のもと、施策を推進します。

### (1) ジェンダー平等の実現に向けた意識の向上

誰もが互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、ジェンダー平等の実現に向けて、意識・慣行の見直しを継続的に進めるとともに、多様性の観点を重視し、多様な性のあり方にも配慮した男女共同参画の推進を図ります。

また、幼児教育や学校教育の場をはじめ、家庭や職場、地域社会において、幼少期から高齢者に至る幅広い層を対象に、ジェンダー平等の視点に立った教育・学習の充実に努めます。

- ①ジェンダー平等の意識向上
- ②ジェンダー平等の実現に向けた教育・学習の充実
- ③多様性を認め合う意識の醸成

### (2) 誰もが安心して暮らせるまちづくり

重大な人権侵害であるDVやデートDV、性暴力の根絶に向け、関係機関や専門家等と連携した対応強化に努めます。

また、人生100年時代を見据え、ライフステージに応じた生涯にわたる心とからだの健康支援や生きがいづくり、性の多様性、互いの性を尊重する意識の醸成を総合的に進めます。

さらに、女性等の貧困を解消するとともに、高齢者・障がい者・ひとり親家庭・性的マイノリティなどの人たちも安心して暮らせる環境の整備を図ります。

また、近年頻発化している大規模災害に備え、男女共同参画の視点に立った災害時の対応ができるよう、平常時からの防災に関する活動への女性の参画を促進します。

さらに、地域における女性リーダーを育成し、男女がともに地域活動やNPO・ボランティア活動などに参加することで男女共同参画の視点が根づくように支援するとともに、共生・協働社会を目指します。

- ①あらゆる暴力の根絶（別府市DV防止基本計画）
- ②困難を抱える人への支援
- ③生涯を通じた健康支援
- ④男女共同参画の視点に立った防災対策
- ⑤地域活動・国際交流におけるジェンダー平等の推進

### **(3) 個性と能力を発揮できるまちづくり（別府市女性活躍推進計画）**

あらゆる分野において、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するために、女性の人材育成・エンパワーメント支援、女性活躍の取り組みを進めます。

また、男女の均等な雇用機会と待遇確保、多様で柔軟な就労・再就職・キャリア形成など、女性のチャレンジを支援するとともに、仕事と家庭生活等を両立するための環境整備に向けた啓発、子育て環境の充実、経営者や管理職を対象とした男性の家庭参画への理解促進の取り組みを強化し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

- ① **政策・方針決定過程への女性の参画拡大**
- ② **働く場における女性の活躍推進**
- ③ **仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現**

---

#### ※性的マイノリティ

マイノリティとは「少数者」「少数派」を表す言葉で、性的マイノリティとは、恋愛対象が同性や両性、心と体の性が一致しない、あるいは心の性がはっきりしないなどといった、何らかの意味で「性」のあり方が多数派と異なる人のこと。

#### ※エンパワーメント支援

個人や集団が、自分の人生の主人公となれるように力をつけて、自分自身の生活や環境を、よりコントロールできるようにしていくこと。

### 3 施策体系

将来像	基本目標	基本方針	具体的施策	頁	
人権が尊重される心豊かなまち別府の実現	ジェンダー平等の実現に向けた意識の向上	1 ジェンダー平等の意識向上	①固定的性別役割分担意識の見直し ②啓発活動の拡充	26 26	
		2 ジェンダー平等の実現に向けた教育・学習の充実	①学校等におけるジェンダー平等教育の推進 ②家庭・地域でのジェンダー平等意識の形成	29 29	
		3 多様性を認め合う意識の醸成	①性の多様性への理解促進	30	
	誰もが安心して暮らせるまちづくり	あらゆる暴力の根絶 1 (別府市 DV 防止基本計画)		①意識啓発と情報提供の充実	35
				②相談業務の拡充	35
				③関係機関との連携強化	35
				④ハラスメント防止のための啓発	39
				⑤相談窓口に関する情報の提供	39
				⑥異性に対する暴力をなくす広報、啓発活動の推進	41
				⑦男女の人権尊重に向けた啓発の強化	41
	2 困難を抱える人への支援		①ひとり親家庭の自立支援の推進	43	
			②高齢者等の生活支援の推進	43	
	3 生涯を通じた健康支援		③障がいのある人への健康支援	43	
			④経済的困窮世帯への支援	43	
	4 男女共同参画の視点に立った防災対策		⑤性的マイノリティに対する支援	43	
①性に関する理解と性感染症予防			46		
5 地域活動・国際交流におけるジェンダー平等の推進		②母子に対する健康支援	46		
		③ライフステージに応じた健康支援	46		
(別府市女性活躍推進計画) 個性と能力を発揮できるまちづくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大		④心の健康支援	46	
			①男女共同参画の視点に立った災害時対応	47	
			②防災に関する活動等への女性の参画促進	47	
	2 働く場における女性の活躍推進		①ジェンダー平等に関する学習機会の提供	49	
			②地域の組織、市民団体との連携	49	
			③外国籍の市民に対する生活支援の推進	51	
	3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現		④国際交流活動への参加促進	51	
			①女性委員の比率向上に向けた啓発	54	
			②女性の人材育成の推進	54	
		③市職員における女性の参画の促進	54		
		①女性活躍推進への働きかけ	57		
		②女性の能力向上、就労のための支援	59		
		③創業・起業支援	59		
		①職場、地域における啓発	64		
		②男性の家庭生活、地域活動等への参画の促進	64		
		③育児・介護休業制度の利用促進	65		
		④育児・介護サービスの充実	65		



## 第4章 施策の展開



# 1 基本目標 I ジェンダー平等の実現に向けた意識の向上

## (1) 基本方針 1 ジェンダー平等の意識向上

関連する SDGs17 の目標



### 【現状と課題】

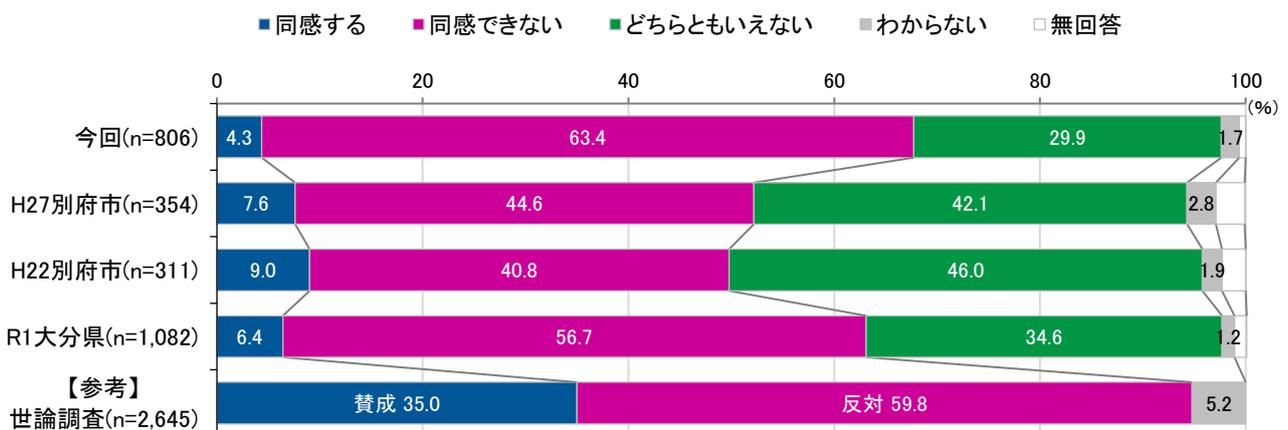
男女共同参画社会基本法が平成 11 年に制定され、男女が互いの人権を尊重し、性別による差別的な扱いを受けないこと、個人の尊厳が重んじられること、個人としての能力を発揮する機会が確保されることなどが明記されました。

この間、本市においても、平成 14 年に「男女共同参画プラン」を策定、平成 16 年に男女共同参画都市宣言、平成 18 年に「別府市男女共同参画推進条例」を施行、平成 22 年に「湯のまち『べっぷ』第 2 次男女共同参画プラン」を策定し、様々な事業に取り組んできました。

市民アンケート調査結果をみると「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担意識に対して、「同感する」の割合が 4.3%、「同感できない」の割合は 63.4% となっており、平成 27 年度調査と比較しても固定的性別役割分担意識は解消していると考えられます。

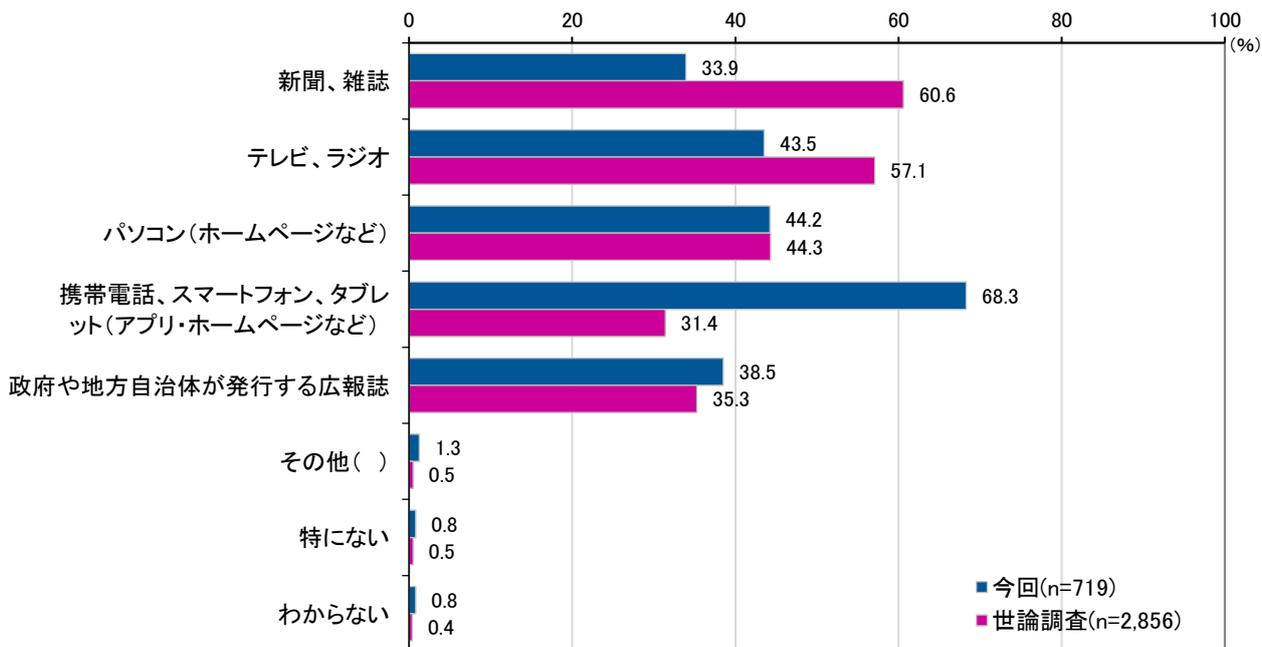
しかしながら、今回の市民アンケートにおいて、別府市が行っている男女共同参画を推進するための施策を知っているか見聞きしたことがあると回答した人が 35.0% という結果 (p.20 図表 2-22) となっているため、携帯電話・スマートフォン・タブレット等を活用した広報手段等を検討し、市施策に対する認知度の向上を図ります。

図表 4-1 「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識について



資料：市民意識調査結果

図表 4-2 情報入手の際、利用したい媒体



資料：市民意識調査結果

【具体的な取組】

市民が、ジェンダー平等についての認識を深め、性別にとらわれず、多様な生き方が尊重される社会の実現に向け、継続的に情報発信を行います。

【施策の方向】

No	施策	施策の内容	所管課
①	固定的性別役割分担意識の見直し	市民の意識変革に向けた「男女共同参画フォーラム」を開催します。	市民課
		地域団体等を通じて、地域における固定的性別役割分担意識をジェンダー平等の視点で見直す意識啓発を進めます。	社会教育課 市民課
		市の広報、刊行物作成の際、ジェンダー平等の視点に立った、性別に基づく固定観念にとられない表現方法を取り入れるよう継続的に取り組みます。	全課
②	啓発活動の拡充	別府市男女共同参画センター「あす・べっぷ」を拠点施設として、情報コーナーや啓発のイベント、関連図書等を活用しジェンダー平等意識の浸透を図ります。	市民課
		あらゆる世代にジェンダー平等の意識が広がるように啓発活動を拡充します。	市民課
		市報、啓発誌「あすてっぷ」、ホームページ、市公式SNS等を活用し、ジェンダー平等に関する情報を発信します。	市民課

## (2) 基本方針 2 ジェンダー平等の実現に向けた教育・学習の充実

関連する SDGs17 の目標



### 【現状と課題】

男女がともに多様な生き方を選択できるジェンダー平等の実現に向けた意識をはぐくむには、家庭、地域、学校で男女平等を実践していくことが重要です。

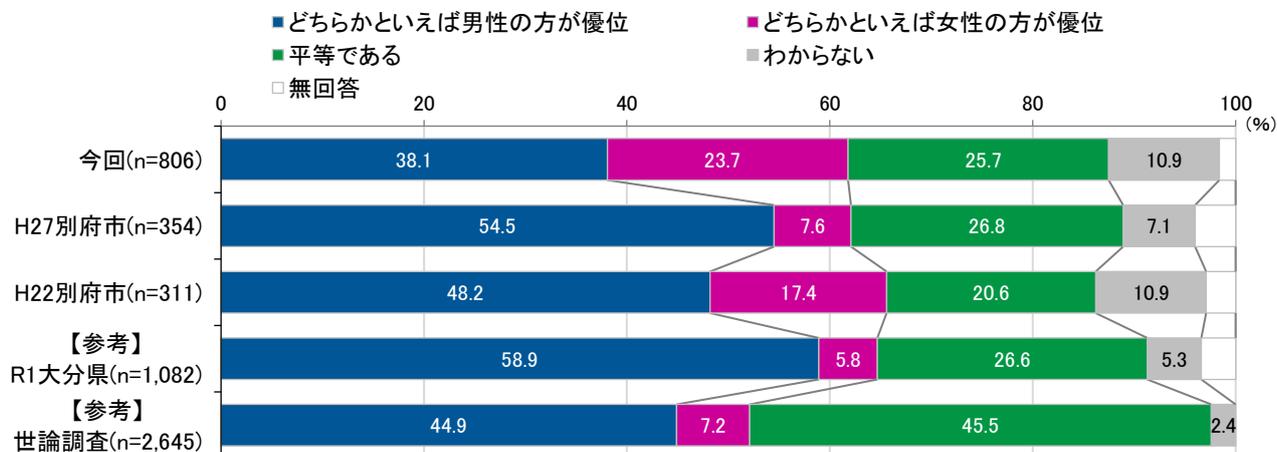
今回の市民アンケートでは、家庭生活において、どちらかといえば女性の方が優位と回答した割合が大きく伸びており、家庭生活における地位の平等は改善していると考えられます。

子どもに必要と思う学歴については、男の子どもに対して「大学以上」と回答した割合に大きな変化はなく、女の子どもの「大学以上」の割合は上昇しているものの、依然として子どもに望む学歴には男女差が残っています。

男女共同参画社会の実現に向け、市が力を入れていくべきことについては、「家庭や学校で男女平等教育を行うこと」と回答した割合が大きく伸びています。

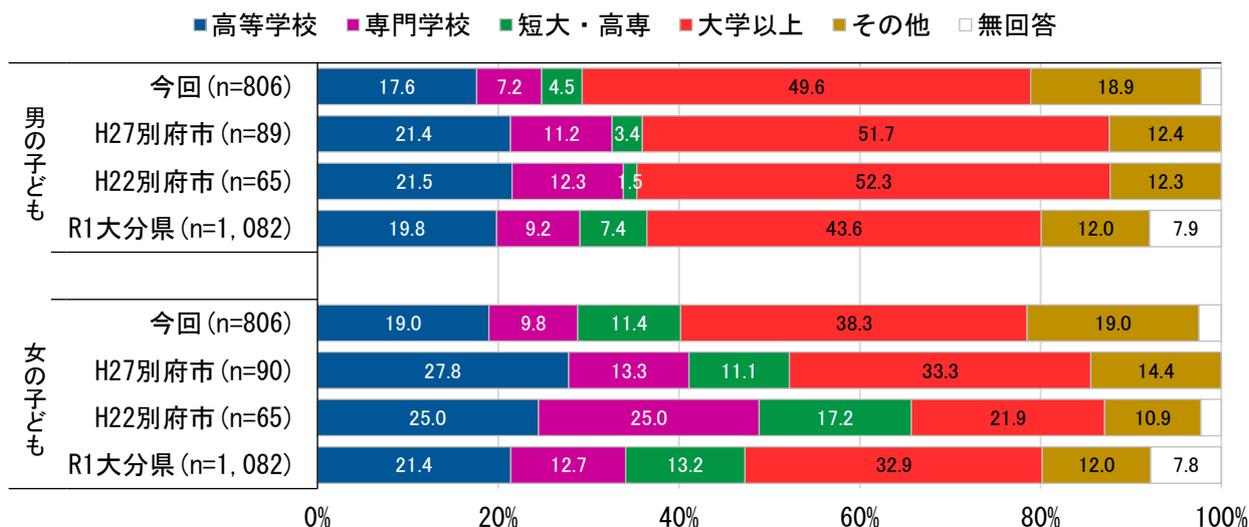
ジェンダー平等をあらゆる世代に浸透させるため、子どもの頃からそれぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう家庭や学校における男女平等教育を推進します。

図表 4-3 家庭生活において男女の地位が平等になっていると思うか



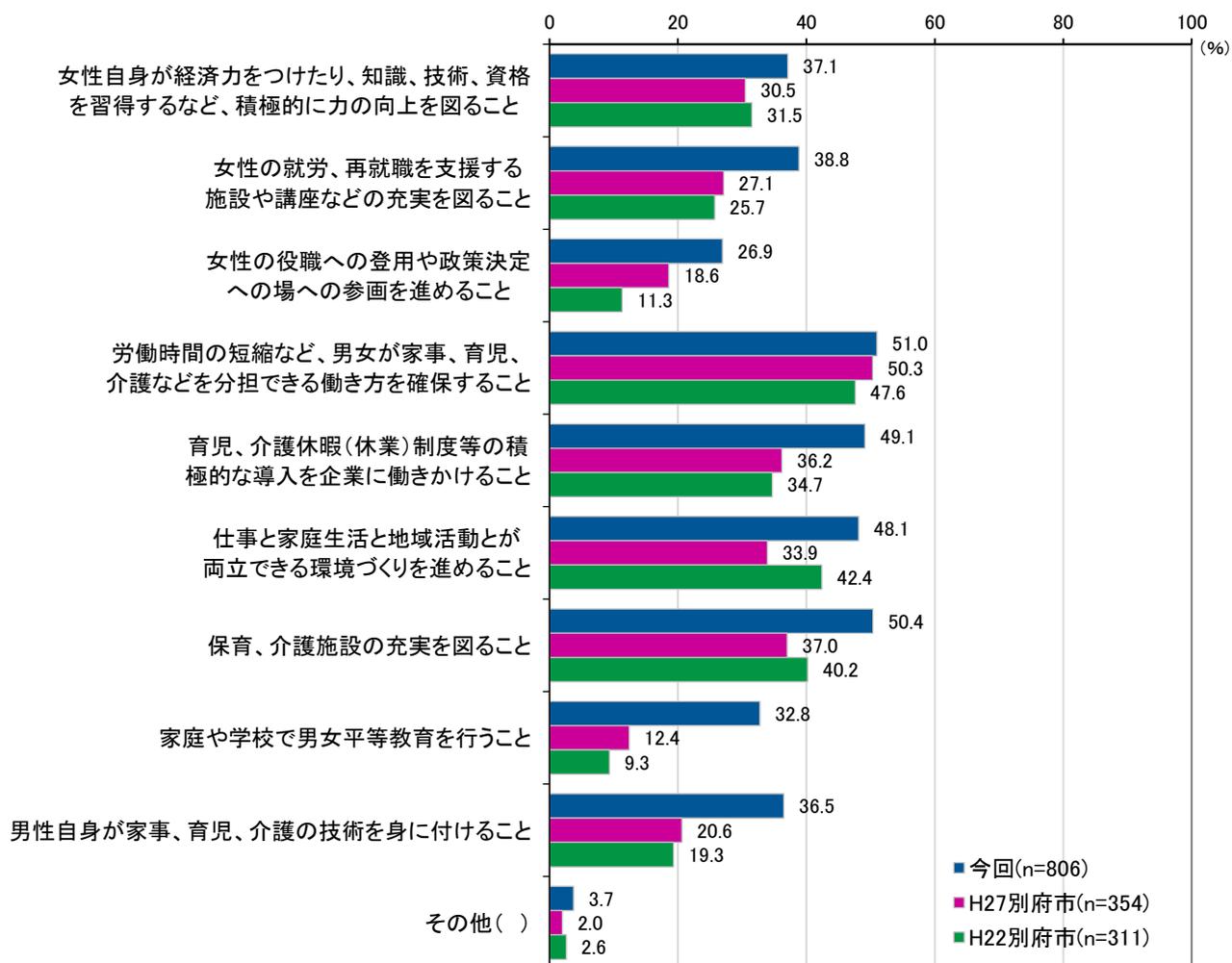
資料：市民意識調査結果

図表 4-4 子どもに必要と思う学歴について



資料：市民意識調査結果

図表 4-5 男女共同参画社会の形成に向け、市に取り組んでもらいたい施策



資料：市民意識調査結果

【具体的な取組】

性別に偏りのない男女平等観をすべての男女が身につけるために、家庭、地域、学校での男女平等教育を推進します。

【施策の方向】

No	施策	施策の内容	所管課
①	学校等におけるジェンダー平等教育の推進	学校長、教職員等に対して、ジェンダー平等や男女平等教育の推進を目的とした研修会を実施します。	学校教育課
		性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性や能力が活かせるよう進路指導を行います。	学校教育課
		幼稚園、学校において、ジェンダー平等に対する意識を見直し、適切な指導が行われるよう充実を図ります。	学校教育課
②	家庭・地域でのジェンダー平等意識の形成	市民活動や地域活動などを通して、子どもたちが男女平等・男女共同参画意識を育むための学習機会を提供します。	社会教育課 共生社会実現・部落差別解消推進課
		公民館での講座等を通じて、保護者を対象に家庭生活におけるジェンダー平等の理解促進を図ります。	社会教育課

### (3) 基本方針 3 多様性を認め合う意識の醸成

関連する SDGs17 の目標



#### 【現状と課題】

近年、性の多様性への理解は広がりつつあり、LGBTQ の言葉の認知度は高くなっていますが、LGBTQ など性的指向・性自認に関する少数者は差別や偏見にさらされたり、社会生活を送る上での不利益を受けたりすることがあり、そのことが生きづらさにつながってしまう場合があります。

多様な性のあり方についての理解を深めるため、差別や偏見につながらないように十分配慮をしながら、講座の開催や啓発等を通して様々な世代に学習機会の提供を行います。

また、学校現場においても、多様な性を認める意識を育むための教育と相談体制の充実を図ります。

更に、性の多様性への理解を社会全体で広げていくことができるよう、性別表記の見直しや事業者への理解促進に努め、一人ひとりの人権が尊重される社会の意識づくりを進めます。

#### 【具体的な取組】

多様な性のあり方を尊重できるよう、正しい理解を促進します。

#### 【施策の方向】

No	施策	施策の内容	所管課
①	性の多様性への理解促進	多様な性への理解を深めるための啓発や学習機会の提供に努めるとともに、不要な性別記載欄削除の推進を図ります。	市民課 共生社会実現・部落差別解消推進課
		学校での多様な性への理解と教育・相談体制の充実を図ります。	学校教育課
		事業者への理解促進を図ります。	産業政策課 市民課

#### ※LGBTQ

性的マイノリティの代表的な呼び方とされており、「レズビアン(女性を好きになる女性)」、「ゲイ(男性を好きになる男性)」、「バイセクシュアル(異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある人)」、「トランスジェンダー(生まれたときに割り当てられた性とは異なる性を生きる人・生きることを望む人)」、「クィア(性的少数者の総称の一つ)またはクエスチョニング(性的指向や性自認を決められない、分からない、決めない人)」の頭文字を並べた言葉。

## 2 基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせるまちづくり

### (1) 基本方針 1 あらゆる暴力の根絶

関連する SDGs17 の目標



#### a 配偶者からの暴力の防止及び被害者支援等の推進

##### 【現状と課題】

本市では、ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめとした、あらゆる暴力の根絶に向けた情報提供を含めた啓発活動や、被害者への安全・安心な支援体制の充実に努め、メディア等を活用した啓発やパンフレットを、市役所口ビー、あす・べっぷ、市内各所に設置するなどの取り組みを進めてきました。

今回の市民アンケートにおいて、配偶者等から暴力を受けたことがある割合は、虐待に対する意識の向上により、ほとんどの項目で高くなっています。

虐待経験者のうち相談したと回答した方の相談先としては、「友人、知人に相談した」が最も多く、次いで「家族や親せきに相談した」となっており、相談窓口はほとんど利用されていない状況にあります。

一方、虐待を受けたことについて、「誰（どこ）にも相談しなかった」と回答した割合は5割を超え、前回調査と同程度となっており、相談しなかった理由について、「相談するほどのことではないと思ったから」が最も高く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」、「相談してもむだだと思ったから」となっています。

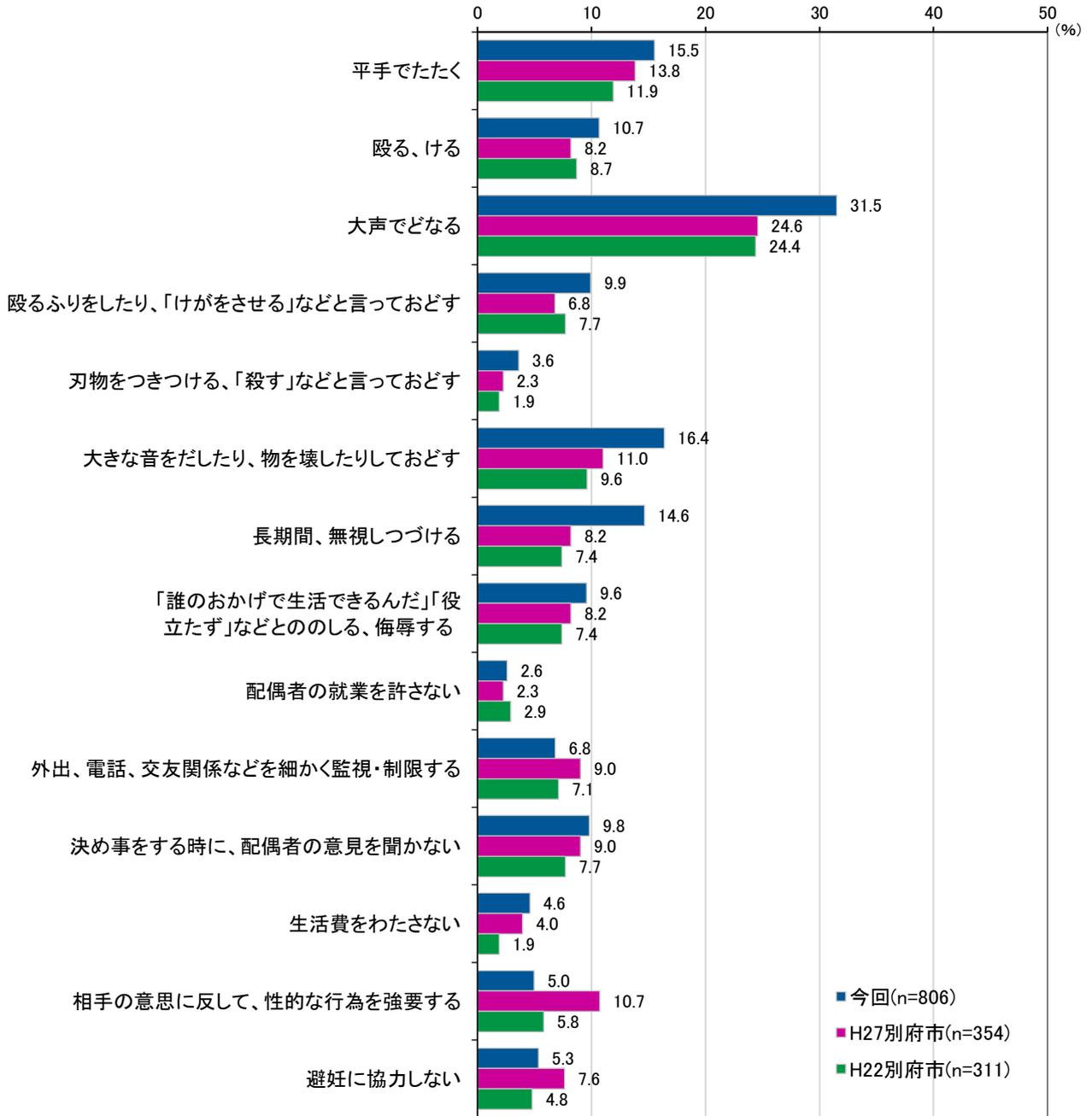
前回調査と比較すると、「相談するほどのことではないと思ったから」、「自分にも悪いところがあると思ったから」、「相談してもむだだと思ったから」ともに割合は高くなっており、虐待について、被害者自身で解決しようとする傾向がみられます。

いかなる場合であっても、虐待は重大な人権侵害であり、被害者に対し、適切かつ迅速な対応ができるよう、関係課、関係機関との連携や、相談窓口の周知が求められます。

※ドメスティック・バイオレンス(DV)

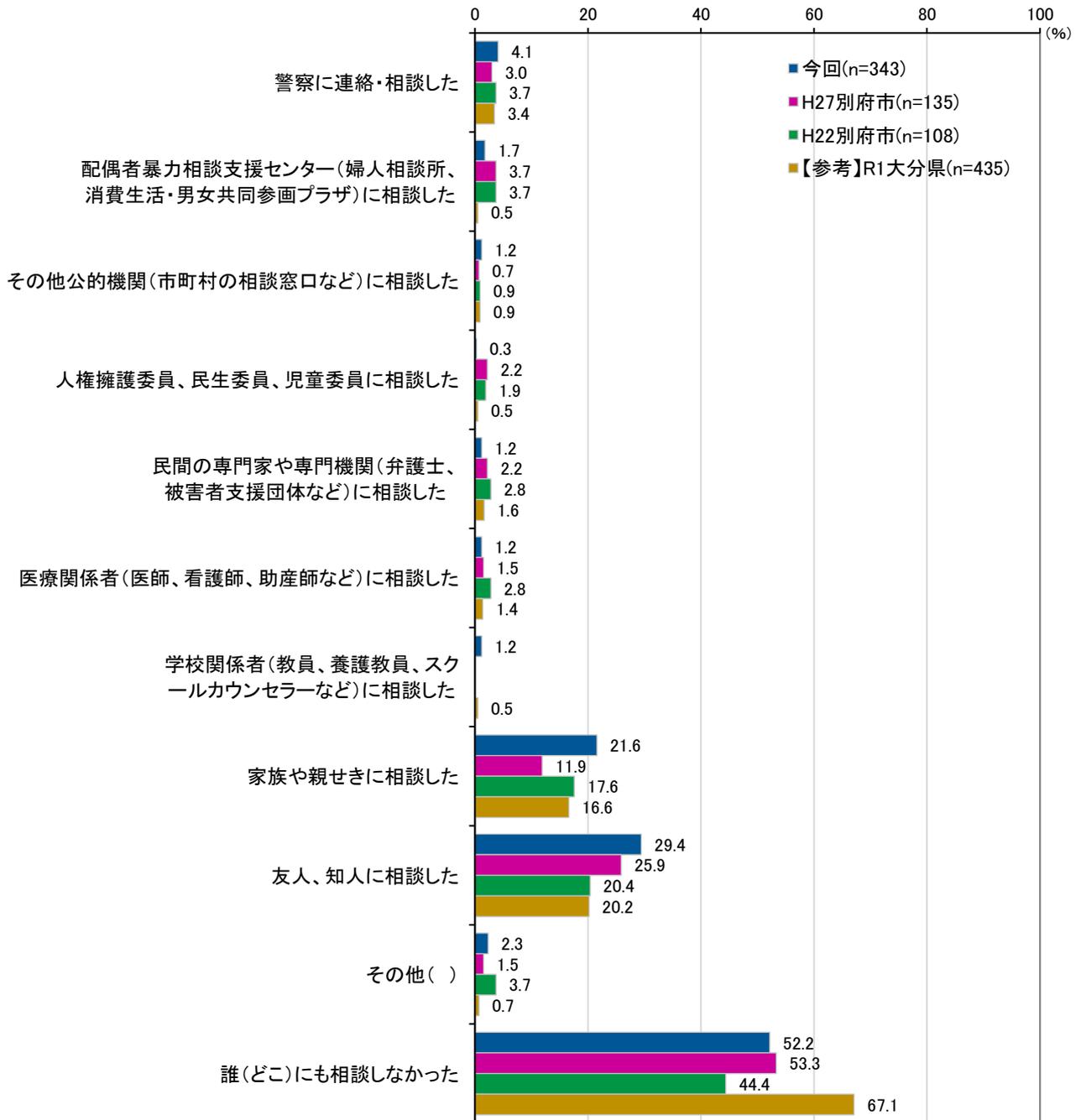
「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で、身体的・精神的・経済的・性的な苦痛を与える行為をいう。

図表 4-6 配偶者や恋人など親しい関係にある人から受けた虐待の経験について



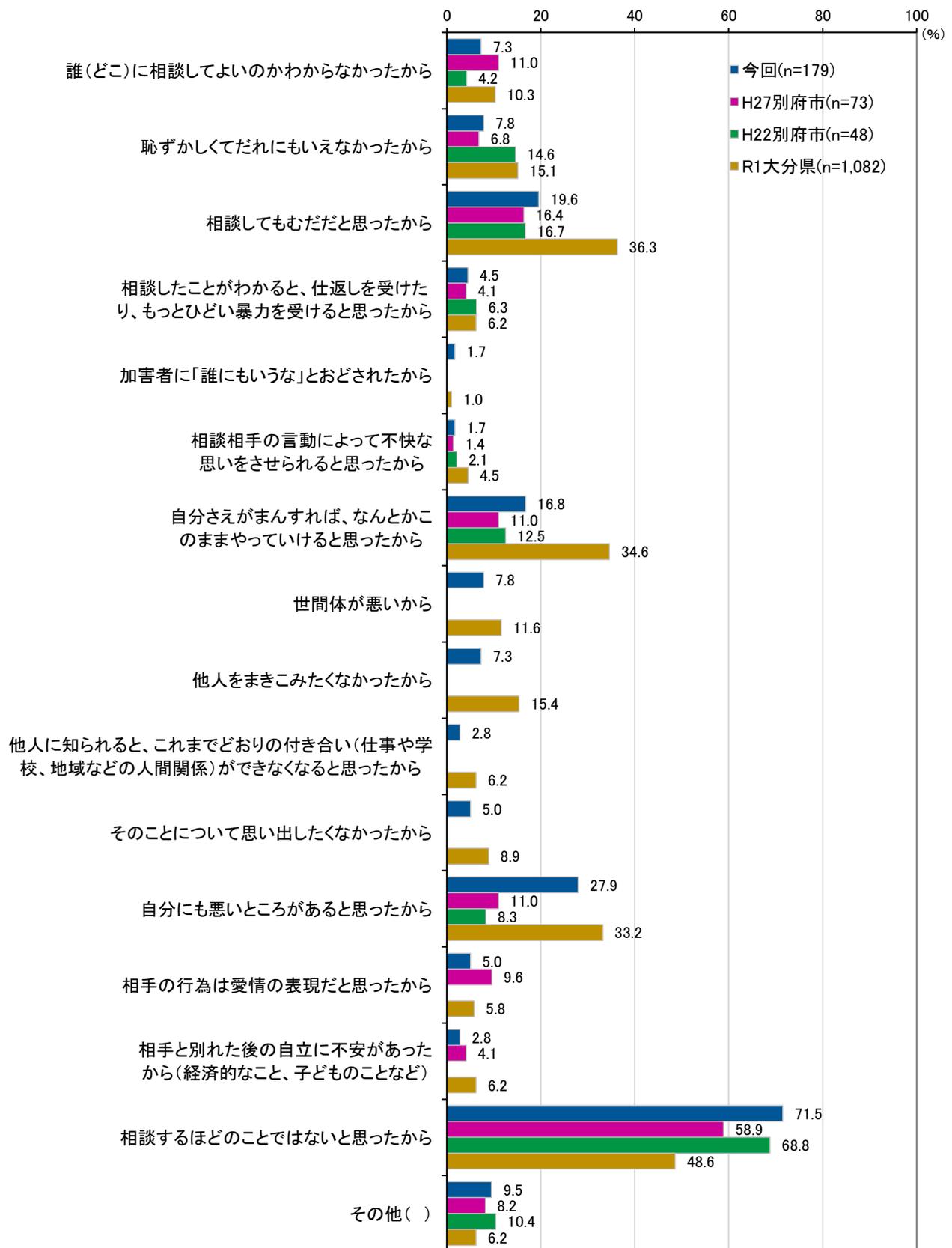
資料：市民意識調査結果

図表 4-7 虐待についての相談先



資料：市民意識調査結果

図表 4-8 虐待を受けたことを誰にも相談しなかった理由



資料：市民意識調査結果

【具体的な取組】

DV根絶のため支援体制の構築、相談窓口の周知、担当者の研修の充実等により相談対応の質の向上を図ります。

【施策の方向】

No	施策	施策の内容	所管課
①	意識啓発と情報提供の充実	配偶者等に対する暴力への正しい認識と法的知識を深めるための学習機会を提供します。	共生社会実現・部落差別解消推進課
		暴力被害の未然防止や相談窓口の周知を図るため、関係機関と協力し情報提供に努めます。	共生社会実現・部落差別解消推進課
②	相談業務の拡充	共生社会実現・部落差別解消推進課等における相談業務の充実を図ります。	共生社会実現・部落差別解消推進課
		多様化、複雑化する相談内容に対応できるよう相談員の研修を実施します。	共生社会実現・部落差別解消推進課
		DV等による被害者及び同伴の子どもに対する適切な相談、支援や情報提供を推進します。	共生社会実現・部落差別解消推進課子育て支援課
③	関係機関との連携強化	DVに対する共通認識を持てるよう職員に対する定期的な研修会を実施します。	共生社会実現・部落差別解消推進課職員課
		市の関係者で設置している「別府市庁内DV防止ネットワーク会議」を通じ、関係機関と連携し支援体制の充実を図ります。	共生社会実現・部落差別解消推進課
		関係機関と連携し緊急事案をはじめ問題解決への対応体制を強化します。	共生社会実現・部落差別解消推進課
		DV被害者支援のワンストップ化を図り、緊急一時保護、生活の自立、心のケアなど被害者への包括支援を行います。	共生社会実現・部落差別解消推進課子育て支援課

## b ハラスメント防止対策の推進

### 【現状と課題】

近年、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントといった様々なハラスメントの存在が社会問題となっていることを受けて、事業主に対してハラスメント防止対策を義務づける法改正が行われました。

職場のパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等の様々なハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。

今回の市民アンケートでは、職場や地域社会でのセクシュアル・ハラスメントの経験の有無について「経験したことはない」と回答した割合は 68.0%と前回調査より改善されています。

一方、経験者の相談先としては、「誰（どこ）にも相談しなかった」と回答した割合が最も高く、前回調査を上回っています。

また、相談した方の相談先としては「友人・知人」、「家族・親せき」で、相談窓口はほとんど利用されていない状況にあります。

職場でのハラスメントは、企業等においても正常な業務に支障をきたし損失をもたらすことから、事業主等に対する適切なハラスメント対策の必要性の周知を図るとともに、市民（労働者）に対する相談機関についても情報提供することが必要です。

---

#### ※セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場環境が不快なものとなったりすること。

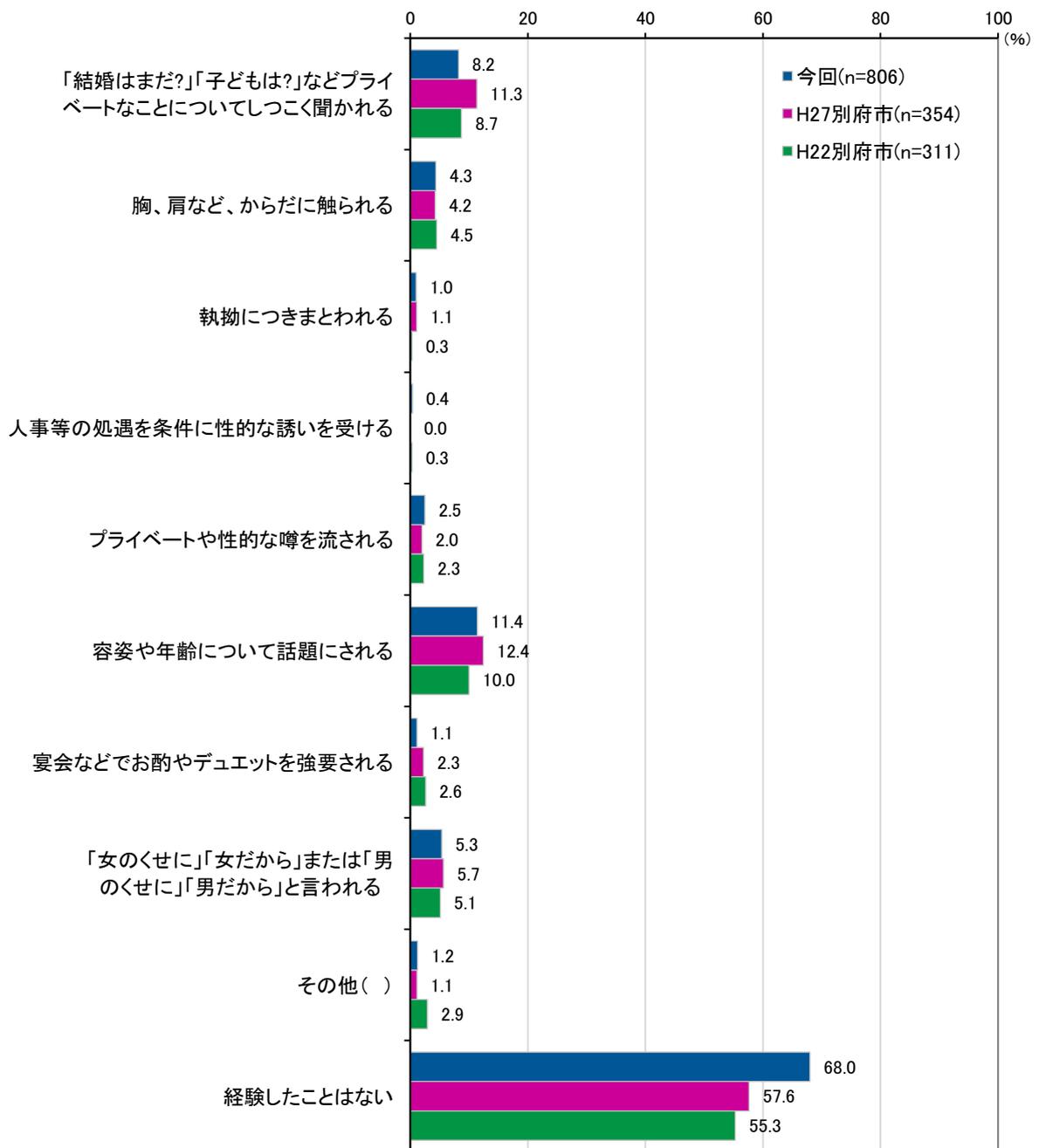
#### ※パワー・ハラスメント(パワハラ)

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられたりする行為。

#### ※マタニティ・ハラスメント(マタハラ)

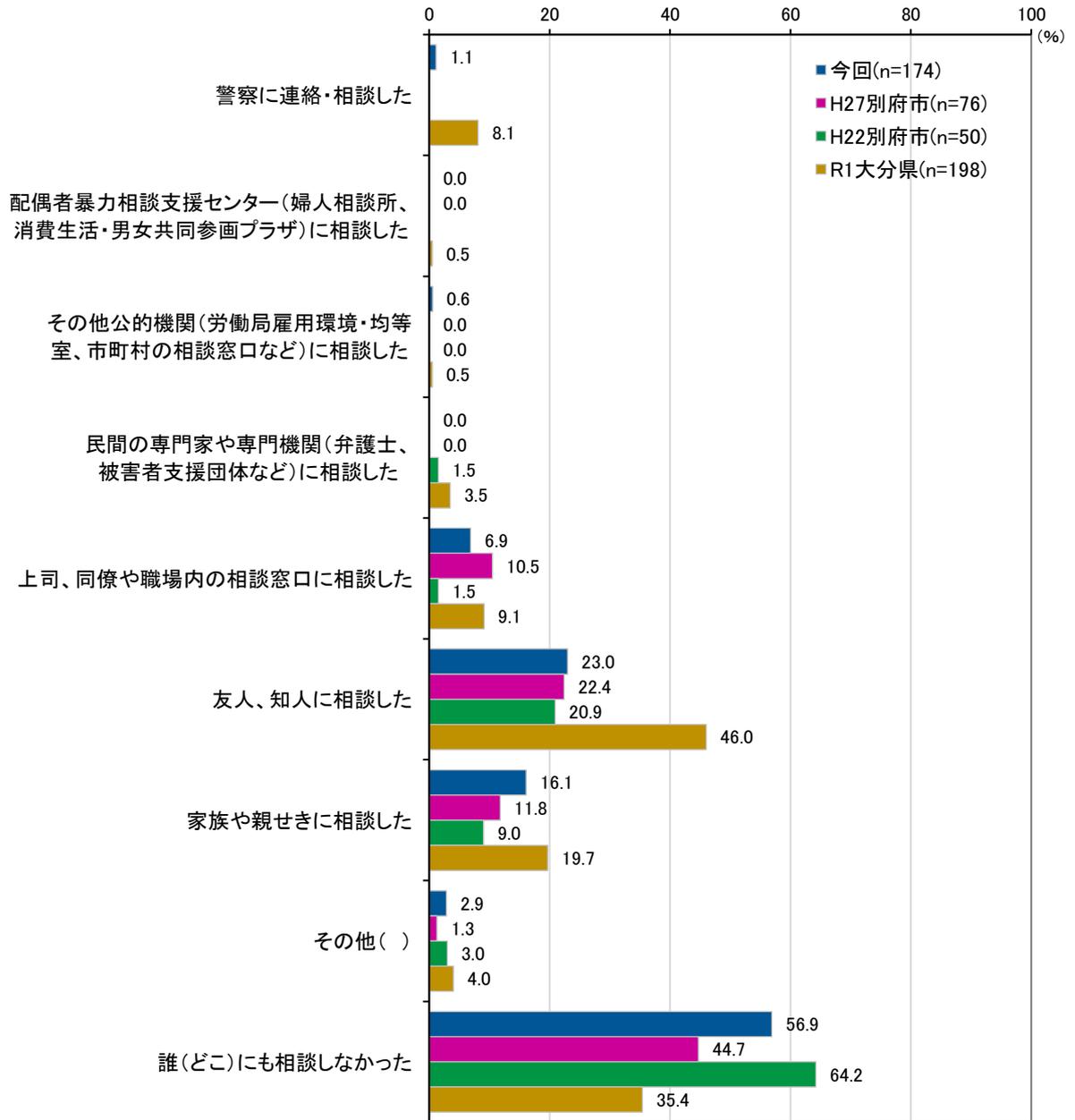
妊娠・出産やそれに伴う制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない(契約社員の場合)といった行為。

図表 4-9 この1年以内の職場や地域社会でのセクシュアル・ハラスメントの経験



資料：市民意識調査結果

図表 4-10 セクシュアル・ハラスメントの相談先



資料：市民意識調査結果

【具体的な取組】

各種ハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、事業所や市民に対する啓発活動を進めます。

【施策の方向】

No	施策	施策の内容	所管課
④	ハラスメント防止のための啓発	事業所における、セクシュアル・ハラスメント等様々なハラスメント防止の認識を高めるため、労働局・県が発行するリーフレットの庁内設置や商工会議所を通じた事業所への周知、職場研修等の実施を促します。	市民課 産業政策課
		市職員に対する研修を定期的実施します。	職員課
⑤	相談窓口に関する情報の提供	関係課、関係機関と連携を図りながら、相談窓口に関する情報提供を行います。	市民課

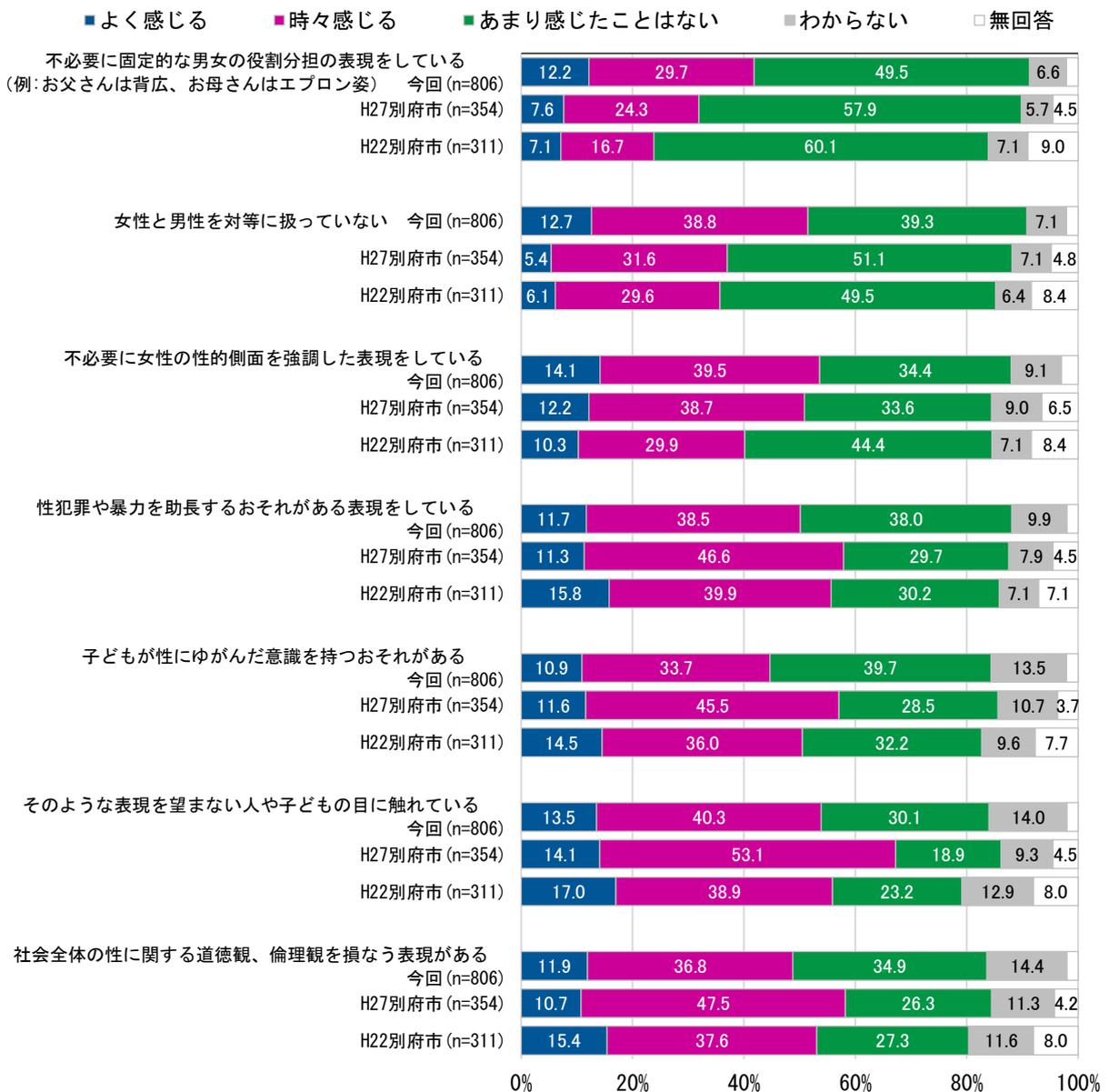
## c 暴力を許さない環境づくり

### 【現状と課題】

インターネットなど新しいメディアが急速に浸透する中で、今回の市民アンケートでは、テレビ、雑誌、インターネットなどのメディアにおける性、暴力表現について、どのように感じるかとの質問に対し、「女性と男性を対等に取り扱っていない」、「不必要に女性の性的側面を強調している」と回答した割合は、前回調査と比較し増加しており、全体の5割を超えています。メディアからの情報は社会的影響力が大きいと、情報を主体的に読み解き、自ら活用する能力（メディア・リテラシー）の向上に向けた啓発活動が必要です。

また、近年、SNSを通じた出会い等により若年者が性被害を受けたり、性暴力に巻き込まれたりすることが問題になっています。さらに、デートDVといったカップル間で起こる暴力も、身近な問題として起こっており、若年層を対象とした予防啓発の必要があります。

図表 4-11 メディアでの表現についてどう感じるか



資料：市民意識調査結果

【具体的な取組】

個人の尊厳を侵害する行為の根絶に向けて、啓発活動を行います。

【施策の方向】

No	施策	施策の内容	所管課
⑥	異性に対する暴力をなくす広報、啓発活動の推進	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など個人の尊厳を侵害する行為の根絶に向けて、市民に対し、広報、啓発を図ります。	共生社会実現・部落差別解消推進課 市民課
		デートDVなどを予防、防止するため、中学生、高校生、大学生を対象に啓発活動を行います。	共生社会実現・部落差別解消推進課 市民課
⑦	男女の人権尊重に向けた啓発の強化	メディアの特性を理解し、あらゆる世代において情報を読み解く力をつけ、情報化の進展に対して主体的に対応できるよう、メディア・リテラシー向上に向けた情報提供を行います。	市民課
		情報端末の使用方法などについて教職員の研修と、子どもと保護者に対する啓発を行います。	学校教育課
		ジェンダー平等の視点から、市の施策に対する苦情の申出や人権侵害に係る相談、意見等の申出ができる制度の周知を行います。	市民課

※メディア・リテラシー

「メディア」とは、新聞・テレビ・インターネットなどの情報媒体のことを指し、「リテラシー」とは、読む能力・書く能力のことを言います。メディア・リテラシーは、メディアが発信する情報を批判的思考に基づいて精査し、発信者の意図や意味を読み取り、自分の意見を発信することができる能力のこと。

※SNS

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、サービスに登録した利用者同士で交流ができ、社会的な情報網のつながりを持てるサービスのこと。

## (2) 基本方針 2 困難を抱える人への支援

関連する SDGs17 の目標



### 【現状と課題】

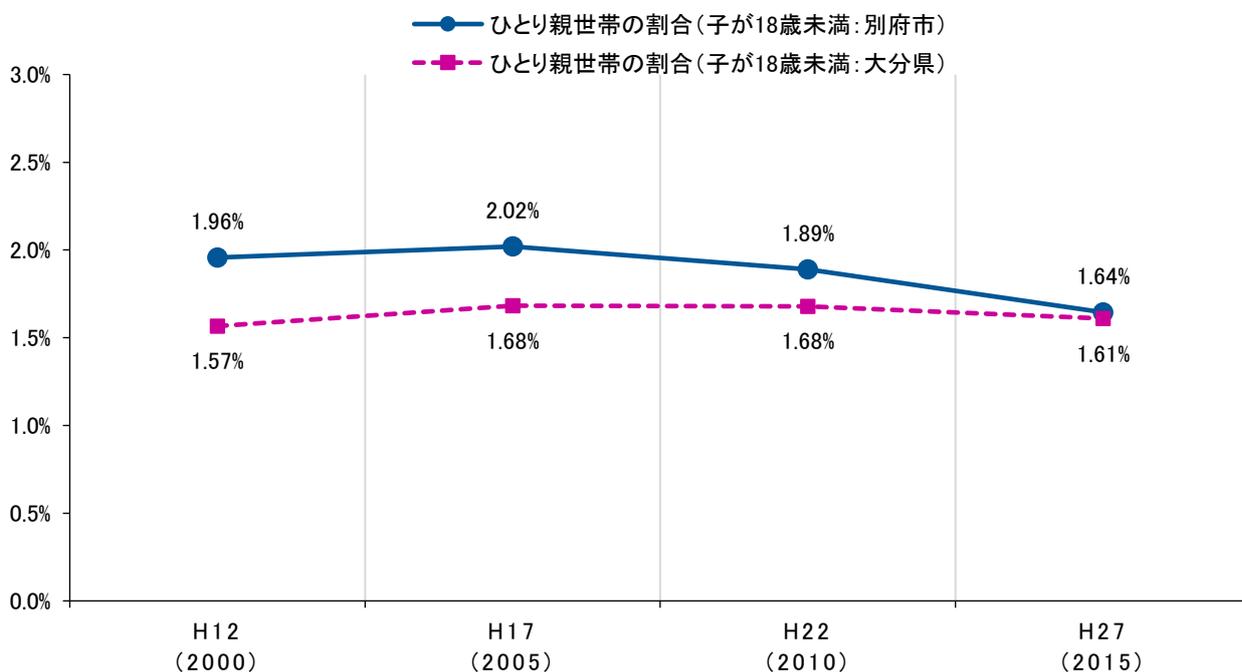
高齢化や少子化の進行、未婚や離婚による単身世帯やひとり親家庭の増加、非正規労働者の増加など、社会の変化に伴い多様な家族形態が生まれています。

ひとり親家庭では、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなるため、経済的、精神的な負担が大きくなります。また、最近の新型コロナウイルス感染症拡大により不安定な雇用状況の中で更なる経済的困窮が懸念されます。

本市のひとり親世帯の割合の推移をみると、県平均よりも高い傾向で推移しており、ひとり親家庭に対する経済的自立に向けた安定した生活環境の確保のための就労支援等、困難な状況に置かれた親と子どもへの支援の充実が必要です。

また、高齢者、障がい者、ひとり親、性的マイノリティなどの人たちも安心して暮らせる社会を構築するため、自立に向けた力を高めるとともに、生活支援、子育て支援、安心できる生活環境の確保等、それぞれの家庭の状況に対応した総合的な支援を行います。

図表 4-12 ひとり親世帯割合の推移



資料：各年国勢調査

### 【具体的な取組】

ひとり親家庭の生活の自立に向けた就業、子育て、生活支援のための対策を推進します。

また、高齢者や障がい者、性的マイノリティ等が地域活動や社会に参画できる環境の整備を図るとともに、援助が必要な男女へ自立の支援を行います。

### 【施策の方向】

No	施策	施策の内容	所管課
①	ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭に対する医療費の助成や手当を支給します。	子育て支援課
		ひとり親家庭の自立支援を行うため、母子・父子自立支援員を配置し、相談、情報提供を行います。	子育て支援課
		ひとり親家庭の親の就労支援を目的とした自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金を支給します。	子育て支援課
②	高齢者等の生活支援の推進	別府市老人福祉計画・介護保険事業計画、別府市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、高齢者の生活や人権、財産を守る権利擁護等に関する身近な総合相談、支援窓口としての地域包括支援センターの広報、周知を図ります。	高齢者福祉課 介護保険課
③	障がいのある人への健康支援	別府市障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画に基づき、男女共同参画の視点に立った障がい者（児）への自立支援及び療育支援を推進します。	障害福祉課
④	経済的困窮世帯への支援	NPO や民間団体と協力し、経済的困窮世帯に対し、子ども食堂や学習支援といった子どもの居場所づくりの支援を行います。	子育て支援課
		経済的困窮等により、生理用品を購入できない女性など、「生理の貧困」について、NPO や民間団体と協力し、生理用品の提供などの支援を行います。	子育て支援課 学校教育課 市民課
⑤	性的マイノリティに対する支援	性的マイノリティへの理解促進に努めるとともに、行政機関での相談対応の充実（対応マニュアルの作成など）に努めます。	健康推進課 市民課 共生社会実現・部落差別解消推進課

### (3) 基本方針 3 生涯を通じた健康支援

関連する SDGs17 の目標



#### 【現状と課題】

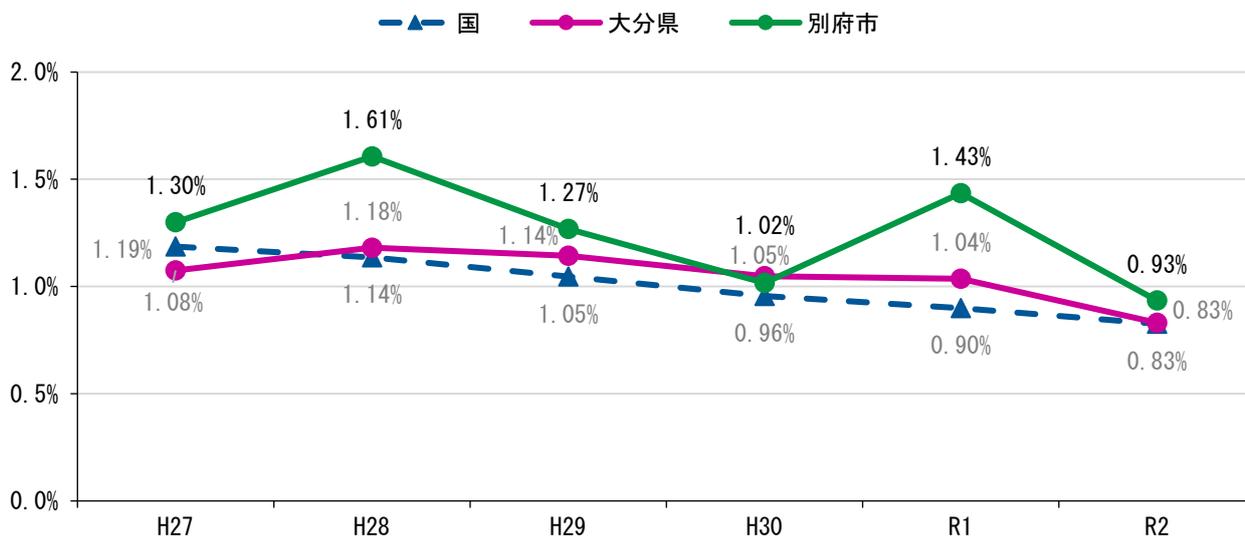
発達段階に応じて、男女の性の違いや性の多様性、互いの性の尊重を育む教育を行うことで、男女がともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に対して正しい知識を持ち、妊娠または出産などにおいて双方がより良い協力関係を保つことができます。

今回の市民アンケートで、女性が生涯にわたり心身ともに健康であるために必要だと思うことについて「ライフステージ（思春期、妊娠・出産、更年期、高齢期）に合わせた健康づくりの推進」の割合が最も高くなっています。

近年、課題となっている若年出産は、妊娠をきっかけに社会の中で孤立や中絶、虐待など社会的な問題が多くハイリスクになる場合があります。本市の若年出産の割合をみると、国や県よりも高い傾向で推移しており、予期しない妊娠の防止に取り組むことが必要です。

また、食生活、生活習慣の変化などを背景に、女性特有の疾病である子宮頸がん、女性に多い乳がん、骨粗しょう症など、女性は、妊娠・出産期、更年期などに男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。それぞれのライフステージに応じて、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康診査や健康づくりの支援が必要です。

図表 4-13 若年出産(20歳未満の出産)の割合



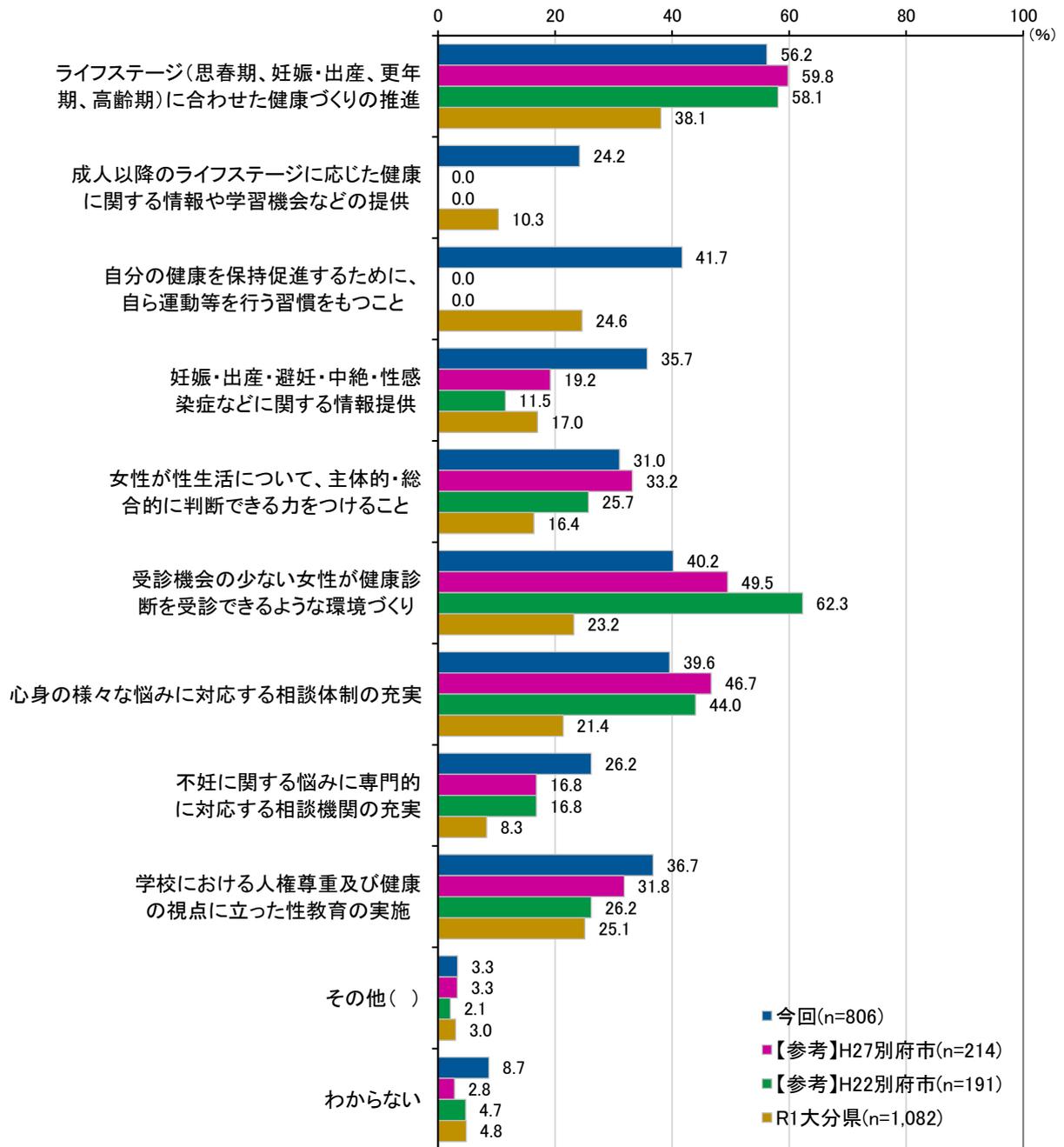
資料：厚生労働省各年人口動態調査、大分県各年公衆衛生年鑑

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

リプロダクティブ・ヘルスは、性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること。

リプロダクティブ・ライツは、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のこと。

図表 4-14 女性が心身ともに健康であるために必要だと思うことについて



資料：市民意識調査結果

図表 4-15 本市のがん検診受診率

区分	H30 年度	R1 年度	R2 年度
子宮頸がん受診率	16.8%	19.3%	17.3%
乳がん受診率	18.1%	18.6%	15.5%

資料：健康推進課

【具体的な取組】

女性が妊娠や出産について自己決定できるように啓発するとともに、自分自身の健康管理を行い、男女が互いの健康について知識を身に付け、相手の健康にも配慮ができるよう正しい情報を提供し、生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。

【施策の方向】

No	施策	施策の内容	所管課
①	性に関する理解と性感染症予防	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認識を深める学習機会を提供します。	市民課 学校教育課
		性感染症などに関する正しい知識の普及啓発を進めます。	健康推進課 学校教育課
②	母子に対する健康支援	事業主等に対し、男女雇用機会均等法における母性健康管理、母性保護規定の措置の周知、啓発に努めます。	産業政策課 市民課
		母子健康手帳の交付や妊婦の健康診査費の助成など妊娠、出産期における女性の健康管理を支援します。	健康推進課
		乳幼児に対する発育、発達を支援するため、年齢別の健康診査や育児相談を実施します。	健康推進課
		令和4年度より開始される不妊治療の保険適用外の方に対する支援として、引き続き相談対応を行います。	健康推進課
③	ライフステージに応じた健康支援	成人期、高齢期等年代に合わせた健康づくりができるよう、相談会や研修会を実施します。	健康推進課
		健康の保持増進のため、健康診査の普及啓発、健康診査及び健康診査結果に基づく保健指導を実施します。 地域による健康づくりに関する取組や住民の健康への意識向上を図り、平均寿命と健康寿命の差の縮小の実現に取り組めます。	健康推進課
		女性特有の病気(乳がん等)の予防、早期発見に取り組めます。	健康推進課
④	心の健康支援	心の健康づくりに関する相談窓口の周知に努めます。	健康推進課
		別府市自殺対策計画に基づき、各種施策を推進します。	健康推進課

#### (4) 基本方針 4 男女共同参画の視点に立った防災対策

関連する SDGs17 の目標



##### 【現状と課題】

地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災分野において、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。

##### 【具体的な取組】

男女共同参画の視点に立った災害時対応及び防災分野への女性の参画促進を支援します。

##### 【施策の方向】

No	施策	施策の内容	所管課
①	男女共同参画の視点に立った災害時対応	別府市地域防災計画の規定に基づき、特に被災者の支援において女性・子どもの視点も配慮した防災対策を進めます。	防災危機管理課
		男女共同参画の視点に立ち、防災訓練、研修や防災体験講座等を実施します。	防災危機管理課
②	防災に関する活動等への女性の参画促進	女性の消防団員の入団促進に積極的に取り組み、女性の消防団員の活躍を推進します。	消防本部
		防災士資格取得の促進のため、防災士を養成していく中で、地域における防災活動に女性の視点を取り入れるため、女性の資格取得を進めます。	防災危機管理課

## (5) 基本方針5 地域活動・国際交流におけるジェンダー平等の推進

関連するSDGs17の目標



### a 地域活動におけるジェンダー平等の推進

#### 【現状と課題】

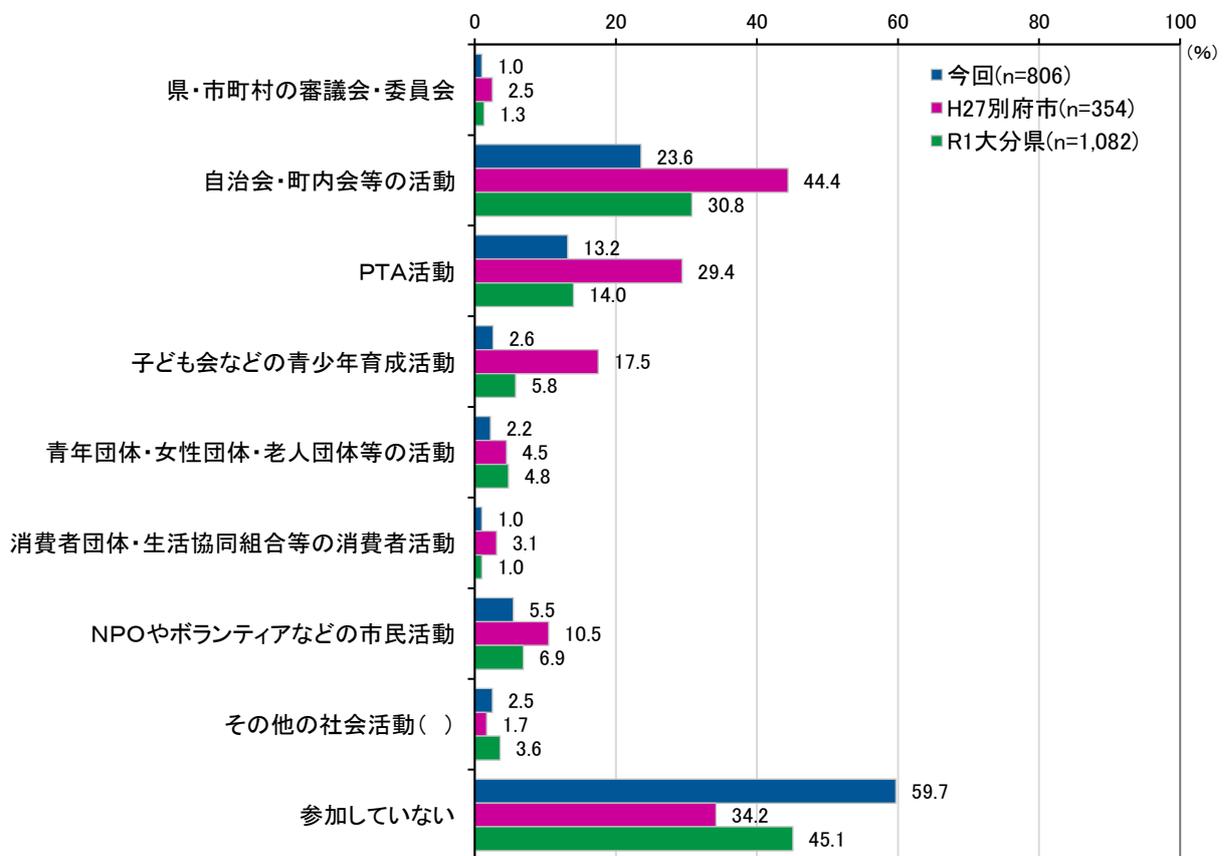
市民の生活に最も身近な地域社会でのジェンダー平等を実現するためには、すべての人が個性と能力を活かし、様々な活動を行うことができる環境づくりが必要です。

今回の市民アンケートでは、地域活動への参加状況について「参加していない」と回答した割合が最も高く、前回調査を大きく上回っており、その要因の一つとして新型コロナウイルス感染拡大も考えられます。

また、地域活動、社会活動の場における男女の地位について、男性は「平等である」と回答した割合が高いものの、女性では「どちらかといえば男性のほうが優位」と回答している割合が高く、男女間で差異が生じており、地域コミュニティ活動には、古くからの慣行が残り、固定的な性別役割分担意識は未だに払拭されていないことがわかります。

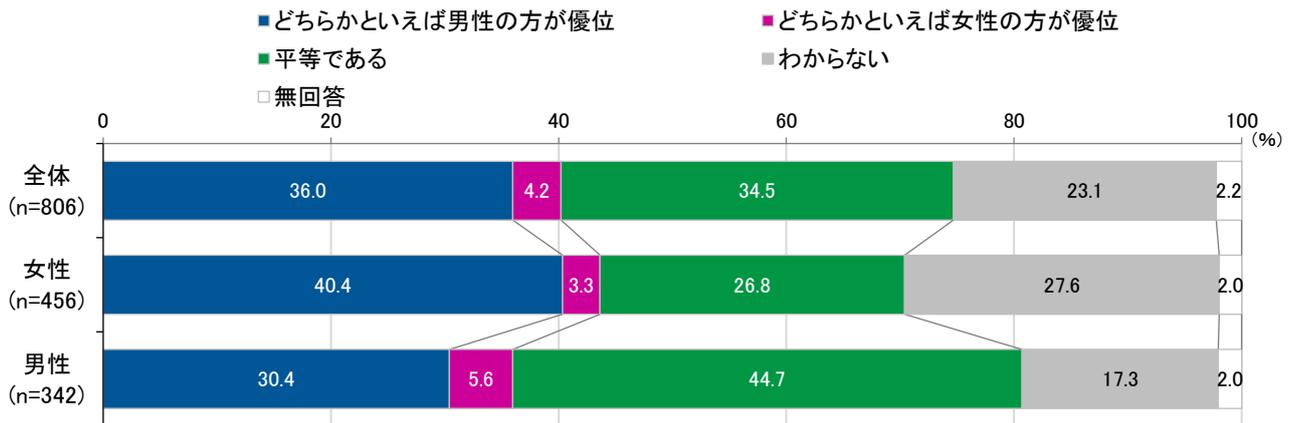
地域活動に携わっている女性が多いにもかかわらず、組織の代表者は圧倒的に男性が多いことなど、地域における様々な意思決定過程への女性の参画を進める取り組みが必要です。

図表 4-16 地域活動への参加状況について



資料：市民意識調査結果

図表 4-17 地域活動、社会活動の場における男女の地位について



資料：市民意識調査結果

【具体的な取組】

自治会等地域活動において、ジェンダー平等の視点から固定的な性別役割分担意識や慣習にとらわれない組織づくりを行い、男女がともに協力して積極的に参加するよう働きかけます。

【施策の方向】

No	施策	施策の内容	所管課
①	ジェンダー平等に関する学習機会の提供	ジェンダー平等に関する資料や情報を収集し、市民へ情報提供します。	市民課
		ジェンダー平等の理解とその実現につながる内容の講座を公民館等で実施し、意識啓発を図ります。	社会教育課
		学校・家庭・地域における人権学習を通じて啓発の強化に努めます。	社会教育課 共生社会実現・部落差別解消推進課
		男女ともにボランティア活動への参加を促進するため、ボランティア養成講座等を実施します。	社会教育課
②	地域の組織、市民団体との連携	家庭教育活動(学級)への父親の参加を支援します。	社会教育課
		市民団体等と連携し、共同で企画した研修会などを実施し、ジェンダー平等意識の裾野が広がるように啓発します。	社会教育課 共生社会実現・部落差別解消推進課
		地域の組織や市民団体等に対して、ジェンダー平等に関する情報を提供します。	社会教育課 共生社会実現・部落差別解消推進課 自治連携課
		ジェンダー平等の推進の核となる人材の発掘、育成を図ります。	社会教育課 共生社会実現・部落差別解消推進課

## b 外国人に対する必要な支援の推進

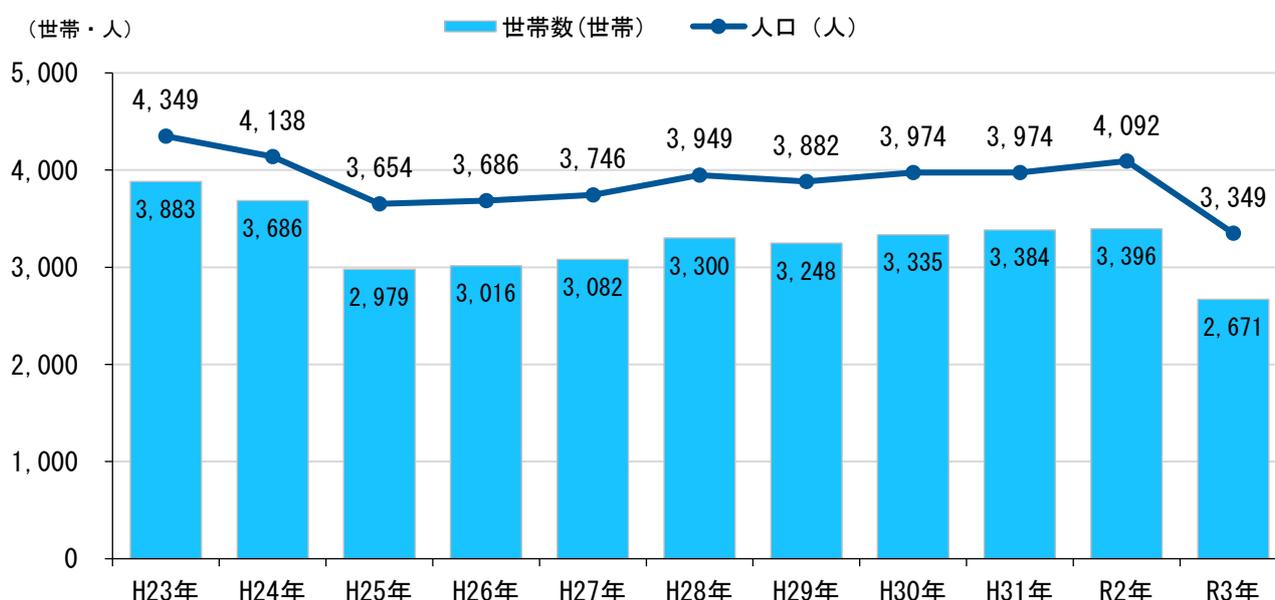
### 【現状と課題】

本市は、一層の国際化を推進するため、日本で初めて平成 12 年 6 月、「国際交流都市」を宣言し、現在 5 カ国 6 都市と姉妹・友好・国際交流都市を結んでおり、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外国人登録人口は及び世帯数は減少していますが、令和 3 年 3 月 31 日現在、市内には外国人が 3,349 人、2,671 世帯暮らしています。

本市の特徴としては、諸外国からの観光客はもとより、大学で多くの留学生を積極的に受け入れ、全市をあげて温かくもてなすように努めています。

このような地域の特性を活かし、市民と外国籍の市民が互いの文化を尊重し、身近な地域での交流等を進め、国際理解、国際協力の推進を図ることが必要です。また、外国籍の市民が安心して生活できるよう、多言語による生活支援の情報提供等サービスの強化が求められています。

図表 4-18 別府市の外国人登録人口及びその世帯数の推移



資料：別府市ホームページ

### ※国際交流都市宣言

本市は、一層の国際化を推進するため、平成 12 年 6 月 21 日、「国際交流都市」となることを宣言しました。

【具体的な取組】

人権尊重の観点から、国際理解、国際交流の推進を図り、国や人種にとらわれない、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざします。

【施策の方向】

No	施策	施策の内容	所管課
③	外国籍の市民に対する生活支援の推進	本市で生活する外国人に対して、市のホームページ等を通じて多言語による生活や健康支援の情報提供を行います。	文化国際課
		留学生やその家族等を対象に、日本文化の理解を深めるための講座等を実施します。	文化国際課
		日本語が話せない子どもの学習を支援します。	文化国際課 学校教育課
④	国際交流活動への参加促進	地域交流や語学講座等を通じて情報発信や国際理解の機会を提供します。	文化国際課
		外国語指導助手（ALT）を派遣した外国語教育を通じて国際理解の推進を図ります。	学校教育課
		姉妹都市・友好都市・国際交流都市等との市民交流や、留学生の派遣等の事業を実施します。	文化国際課

### 3 基本目標Ⅲ 個性と能力を発揮できるまちづくり

#### (1) 基本方針 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

関連する SDGs17 の目標



##### 【現状と課題】

市政の政策等の形成・決定に多様な視点を取り入れ、男女がともに生活しやすい市としていくためには、まだ女性の参画が進んでいない審議会等の委員への女性の登用を促進し、政策、方針決定過程に男女双方の意見を反映させることが重要です。

市町村議会における女性議員の割合は、大分県全体が 8.5%であるのに対し、本市は 8.3%と下回っており、議員数は 2 人となっています。

審議会等での女性委員の占める割合も、令和 2 年度時点で 17.9%と県平均を下回っており、今後更なる女性委員の積極的な参画を進める取り組みが急務となっています。

本市の自治会長に占める女性の割合は令和 2 年度時点で 4.9%、県平均を上回っています。人口に占める女性の割合がとりわけ高いという本市の現状に反して、地域活動の場での意思決定過程に女性が十分参画できていないことがわかります。

本市における管理職の登用状況を見ると令和 2 年度現在、管理職 90 人に対して、女性管理職は 11 人、女性比率は 12.2%、県平均よりも高く、平成 28 年度以降最も高い割合となっています。

本市は、市民の半数以上を女性が占める市であり、市役所の重要な政策決定の場に女性が参画し、多様な視点や発想を生かし、市民サービスを向上させるためには積極的な女性の登用が求められます。

あわせて、性別にかかわらず、すべての職員が能力を十分に発揮できる環境の整備が必要となっています。

図表 4-19 市町村議会における議員に占める女性の割合 単位：%(女性の人数/総数)

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
大分県	6.9	6.7	7.0	8.0	8.4	8.5
別府市	0.0 (0/25)	0.0 (0/25)	0.0 (0/25)	0.0 (0/25)	8.0 (2/25)	8.3 (2/24)

資料：内閣府女性参画状況見える化マップ

図表 4-20 審議会における委員に占める女性の割合 単位：%(女性の人数/総数)

区 分	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
大分県	26.5	26.4	27.1	26.9
別府市	17.0 (70/412)	17.6 (79/448)	17.6 (79/448)	17.9 (83/464)

資料：内閣府女性参画状況見える化マップ

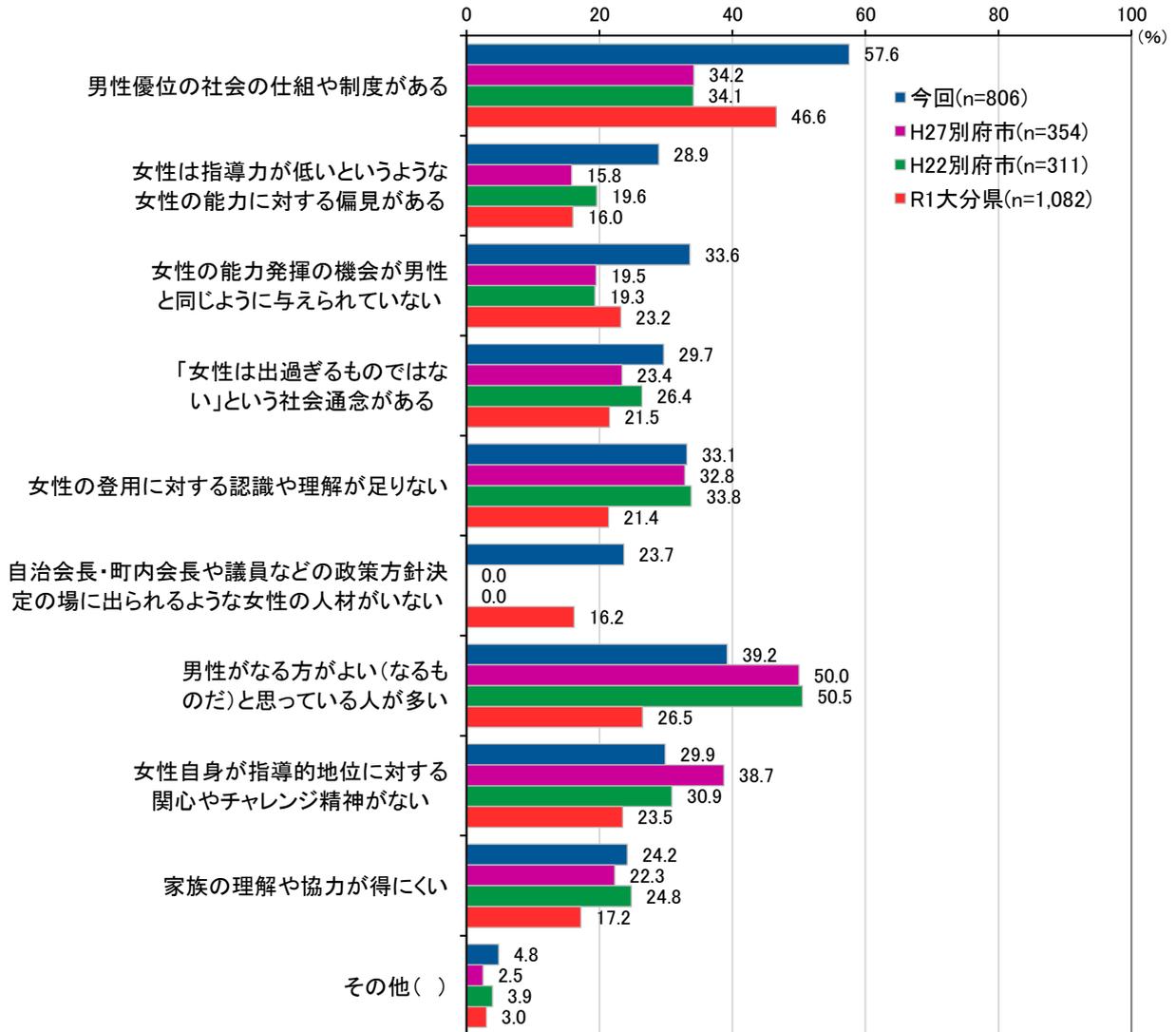
図表 4-21 自治会における自治会長に占める女性の割合

単位：％（女性の人数／総数）

区分	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
大分県	2.8	2.8	3.2	2.9
別府市	2.8 (4/145)	4.8 (7/145)	4.8 (7/145)	4.8 (7/145)

資料：内閣府女性参画状況見える化マップ

図表 4-22 指導的地位などに女性の参画が少ない理由



資料：市民意識調査結果

図表 4-23 公務員における管理職に占める女性の割合

単位：％（女性の人数／総数）

区分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
大分県	7.9	9.6	9.6	10.3	11.8
別府市	9.1 (8/88)	8.0 (7/88)	9.2 (8/87)	10.0 (8/80)	12.2 (11/90)

資料：内閣府女性参画状況見える化マップ

### 【具体的な取組】

多様な考えを政策や方針等に反映させるため、審議会等への女性の参画の拡大に取り組みます。

様々な分野に女性が参画し、男女双方の意見が反映されるよう企業等に働きかけを行うとともに、女性の人材育成に向けた取り組みを支援します。

市民の多様なニーズを反映し、質の高いより良い市民サービスにつながるよう、女性職員の積極的な登用と意識啓発を行います。

### 【施策の方向】

No	施策	施策の内容	所管課
①	女性委員の比率向上に向けた啓発	市の審議会等における女性委員の割合を令和7年までに30%以上とすることをめざします。	市民課
		審議会等委員選出時に報告を求め、女性委員のいない審議会等をなくすよう働きかけます。	市民課
		市民公募の拡大、団体への協力要請などを通じて、審議会等への女性委員の登用を進めます。	市民課
②	女性の人材育成の推進	企業や各種団体等に対して、組織の意思決定の場に男女がともに参画できる条件整備と、組織の管理職の意識改革を働きかけます。	市民課
		まちづくりや自治会等の地域活動、農業分野等への女性の積極的な参画や登用を呼びかけます。	自治連携課 農林水産課 農業委員会
		女性の人材育成に関する情報の収集と提供を行います。	市民課
		女性の人材育成のための研修や講座の開催の充実を図ります。	市民課
③	市職員における女性の参画の促進	管理職等への女性職員の積極的な登用を進めます。	職員課
		女性職員の積極的な登用による人材の活用と組織の活性化を図るため、女性職員のキャリア形成支援に取り組みます。 また、育児休業中の研修受講を支援し、スキルアップやキャリアアップを支援します。	職員課

## (2) 基本方針 2 働く場における女性の活躍推進

関連する SDGs17 の目標



### a 雇用の機会均等の確保対策の推進

#### 【現状と課題】

働くことは、生活の経済基盤の安定とともに、自己実現や生きがいにつながるといった側面があります。本市のM字カーブは年々緩やかになっているものの、女性の労働力率は国・県と比較し低い状況が続いています（p.6 図表 2-3）。

今回の市民アンケートを前回と比較すると、職場の性別による差別について、「特に性別により処遇が異なっていることはない」の割合が低くなっており、「女性に補助的な業務や雑用に従事させる傾向がある」、「役員・管理職への登用に格差がある」が特に高くなっています。

女性が職業を持つことが一般化する中で、就労の場における男女の不平等が是正され、公正な処遇が図られることが慣行となるよう、市内事業所に、「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」、「働き方改革関連法」等の情報の周知を図るとともに、事業者による積極的改善措置（ポジティブ・アクション）などの取り組みを推進します。

---

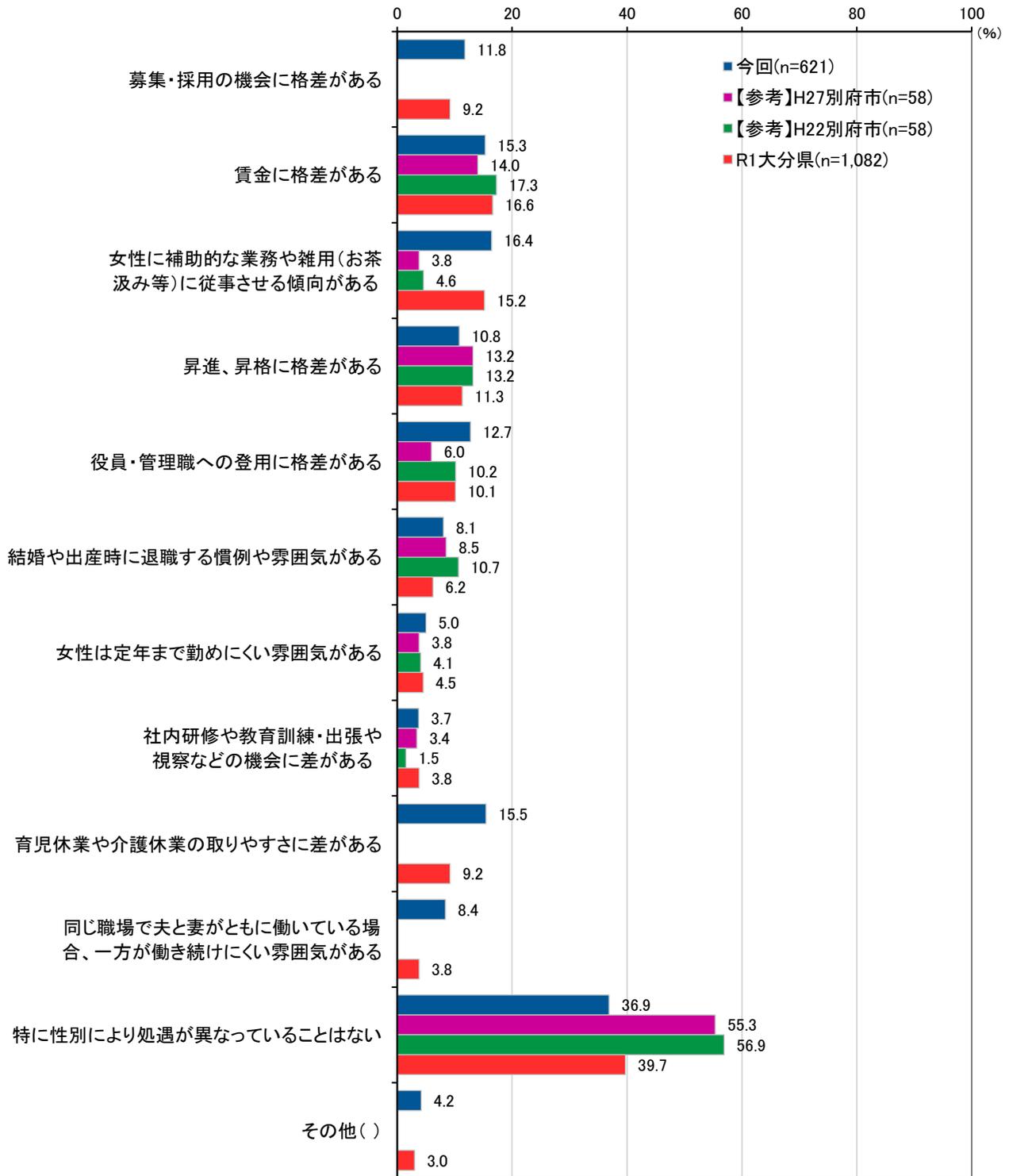
※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、これにより「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（以下「労働施策総合推進法」という。）が改正され、職場におけるパワー・ハラスメント防止対策が事業主に義務付けられた。

※男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法においても、セクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、今までの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化されるなど、防止対策の強化が図られた。

図表 4-24 自分の職場における性による差別について



資料：市民意識調査結果

【具体的な取組】

男女の雇用における均等な機会と待遇の確保の徹底をめざし、性別による差別的取扱いの是正等に向け、関係法令等の周知、啓発を図ります。

【施策の方向】

No	施策	施策の内容	所管課
①	女性活躍推進への働きかけ	企業等に対して、関係課、関係機関と連携を図り、改正男女雇用機会均等法など関係法令を周知し、雇用の機会均等と待遇の確保対策を促進します。	産業政策課 市民課
		市報、啓発誌・公式 SNS 等で、市民に対する関係法令の周知等を行うとともに、商工会議所などの関係機関と連携して、女性の活躍機会の拡大を図ります。	市民課
		男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる企業等に対し、表彰や認定制度を設けるなど、企業等における取り組みの促進を図ります。	市民課
		「女性活躍推進法」に基づく「事業主行動計画」の策定の周知啓発、支援に努めます。	市民課

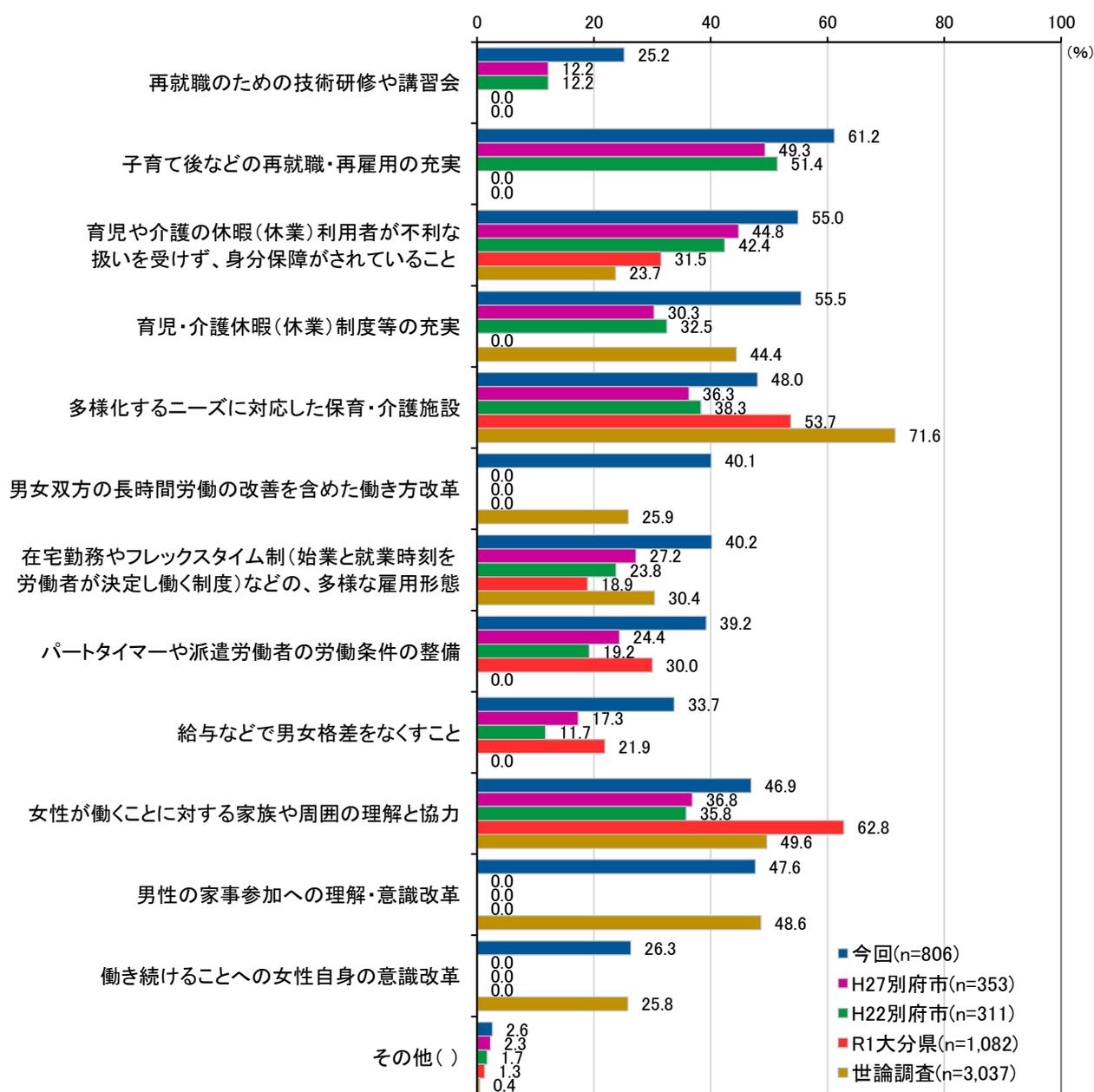
## b 女性のチャレンジ支援

### 【現状と課題】

女性が職業を持つことに対する意識について、今回の市民アンケート調査結果より、「結婚や出産にかかわらず、職業を持ち続けたほうが良い」と回答した割合は、前回より大幅に増加しており、女性の就業に対する肯定的な考え方が大部分を占めています（p.12 図表 2-11）。

また、女性が生涯仕事を続けるために必要なことについて、市民アンケートでは「子育て後などの再就職・再雇用の充実」、「育児や介護の休暇など利用者が不利な扱いを受けず、身分保証がされていること」、「育児・介護休暇制度等の充実」と回答した割合は5割を超えており、育児や介護などと仕事が両立できるよう、または一旦仕事を離れた後に再就職できるような支援が求められています。

図表 4-25 女性が生涯仕事を続けるために必要なこと



資料：市民意識調査結果

【具体的な取組】

結婚、出産、介護等様々な理由で離職した女性の再就職を支援するとともに、就職、再就職等をめざす女性の能力向上に向けた取り組みを推進します。

【施策の方向】

No	施策	施策の内容	所管課
②	女性の能力向上、就労のための支援	関係課、関係機関と連携し、就職、再就職を希望する女性の就労を支援するための情報提供を行います。	産業政策課 市民課
		在職中、就職又は再就職を希望する女性に対する能力向上、資格取得等を目的とした講座の開催支援や情報提供を行います。	産業政策課 市民課
③	創業・起業支援	創業、起業、キャリアに関する相談を行います。	産業政策課
		起業やスキルアップのための講座の開催し、女性活躍を推進します。	産業政策課 市民課
		性差の区別なく、起業意欲のある方に対し、中小企業融資制度などの支援制度の周知を継続します。	産業政策課

### (3) 基本方針 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

関連する SDGs17 の目標



#### a 仕事と生活の調和の必要性の啓発

##### 【現状と課題】

男女共同参画社会を実現していくためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していかなければなりません。

これまでの仕事優先の男性中心社会や長時間労働から脱却し、男女がともに仕事と家庭、地域活動へ参加するなどライフスタイルに合わせた多様で柔軟な働き方が求められます。

市民アンケートより、理想では「仕事」より「家庭生活」を優先させたいと回答しているものの、現状では「仕事」を優先している状況にあります。

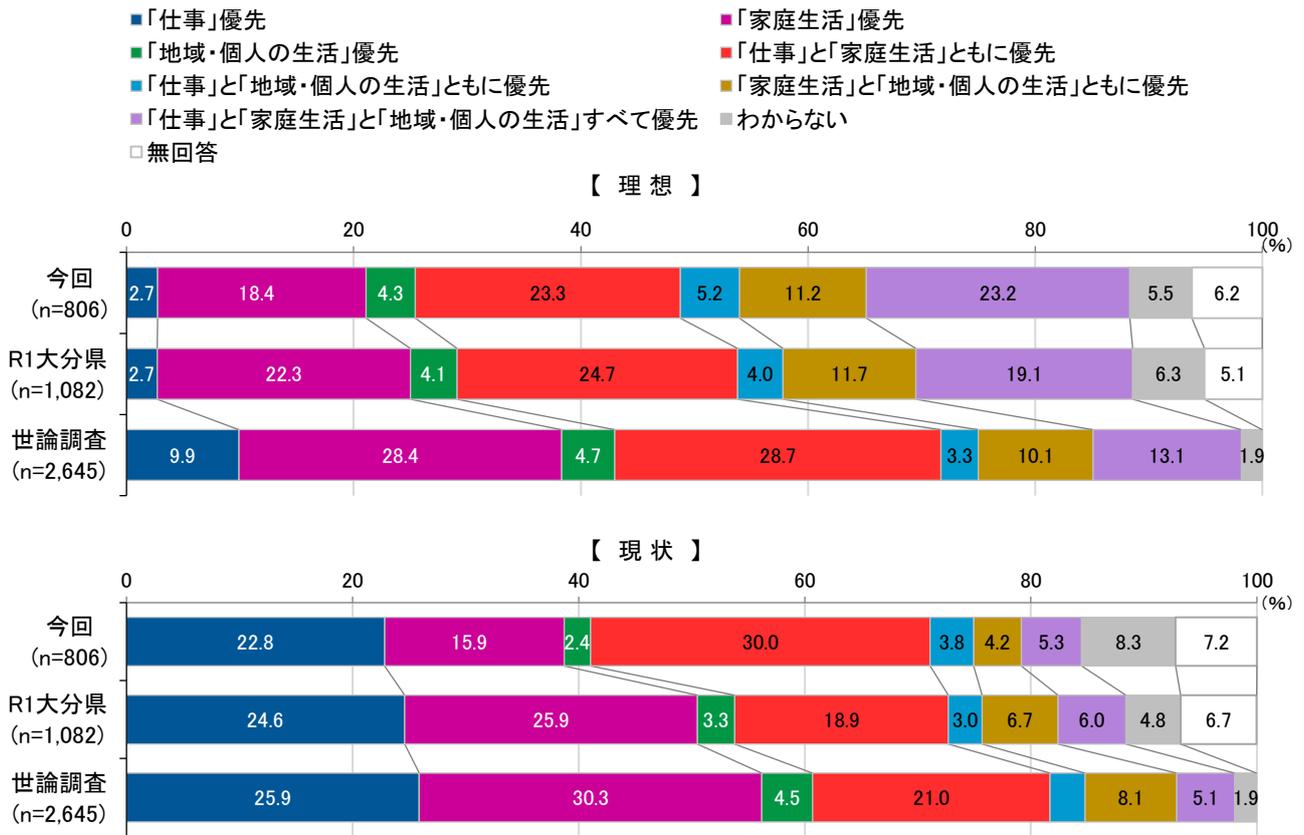
また、男性の育児休業取得について、今回の市民アンケートでは「男性も育児・介護休業を積極的に取るべきである」と回答した割合は、前回調査と比較し増加しており、男性の育児・介護休業取得について意識改善がみられるものの、男性の育児休業取得率は低い状況です。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、個人・家庭の問題だけではなく、事業所の理解の促進が重要であることから、事業所に対して、長時間労働の是正や男性の育児・介護休業、有給休暇の取得促進など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりと理解の促進が重要となります。

今回の市民アンケートで、今後、男女が家庭生活や地域活動等へ参加していくために必要なことは何かとたずねたところ、「夫婦や家族間で互いの立場を理解し、コミュニケーションをよくはかること」が最も高く、次いで「男性が家事などに参加することへの男性自身の抵抗感をなくすこと」、「職場の中で、男性による家事、育児、介護、地域活動について理解し、支援すること」となっています。

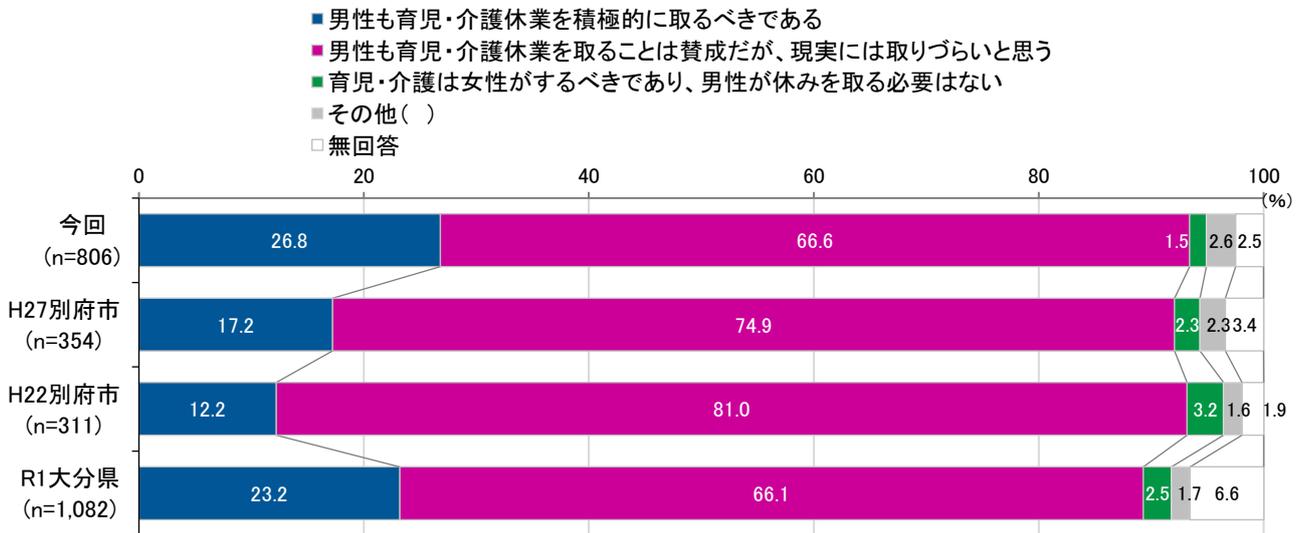
ワーク・ライフ・バランスの実現には、個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方を支える制度の整備、育児休業の取得促進に向けて、男性自身の意識啓発や、社会的気運の形成のための取り組みが必要となっています。

図表 4-26 ワーク・ライフ・バランスの理想と現状



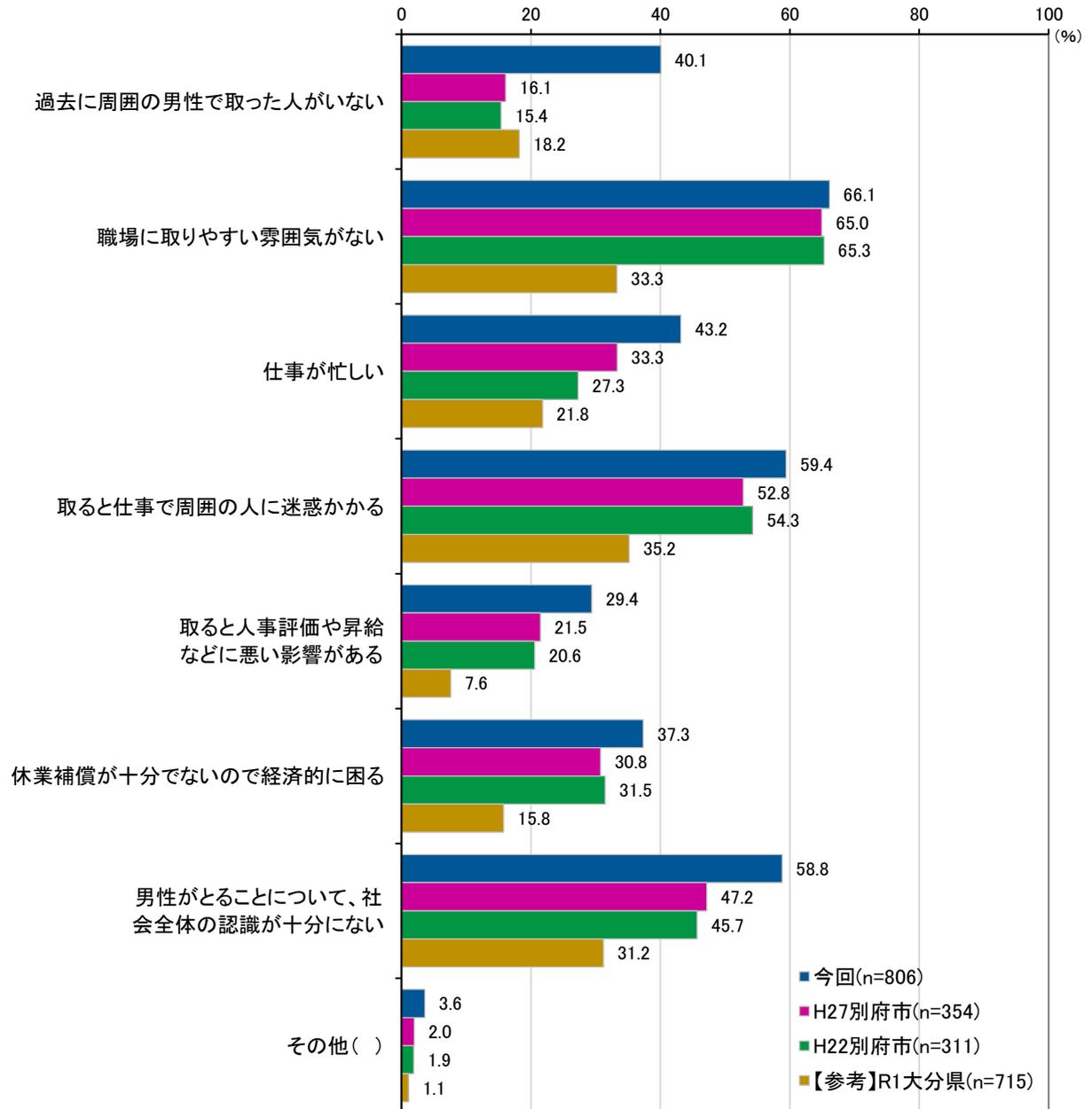
資料：市民意識調査結果

図表 4-27 男性の育児・介護休暇(休業)についてどう思うか



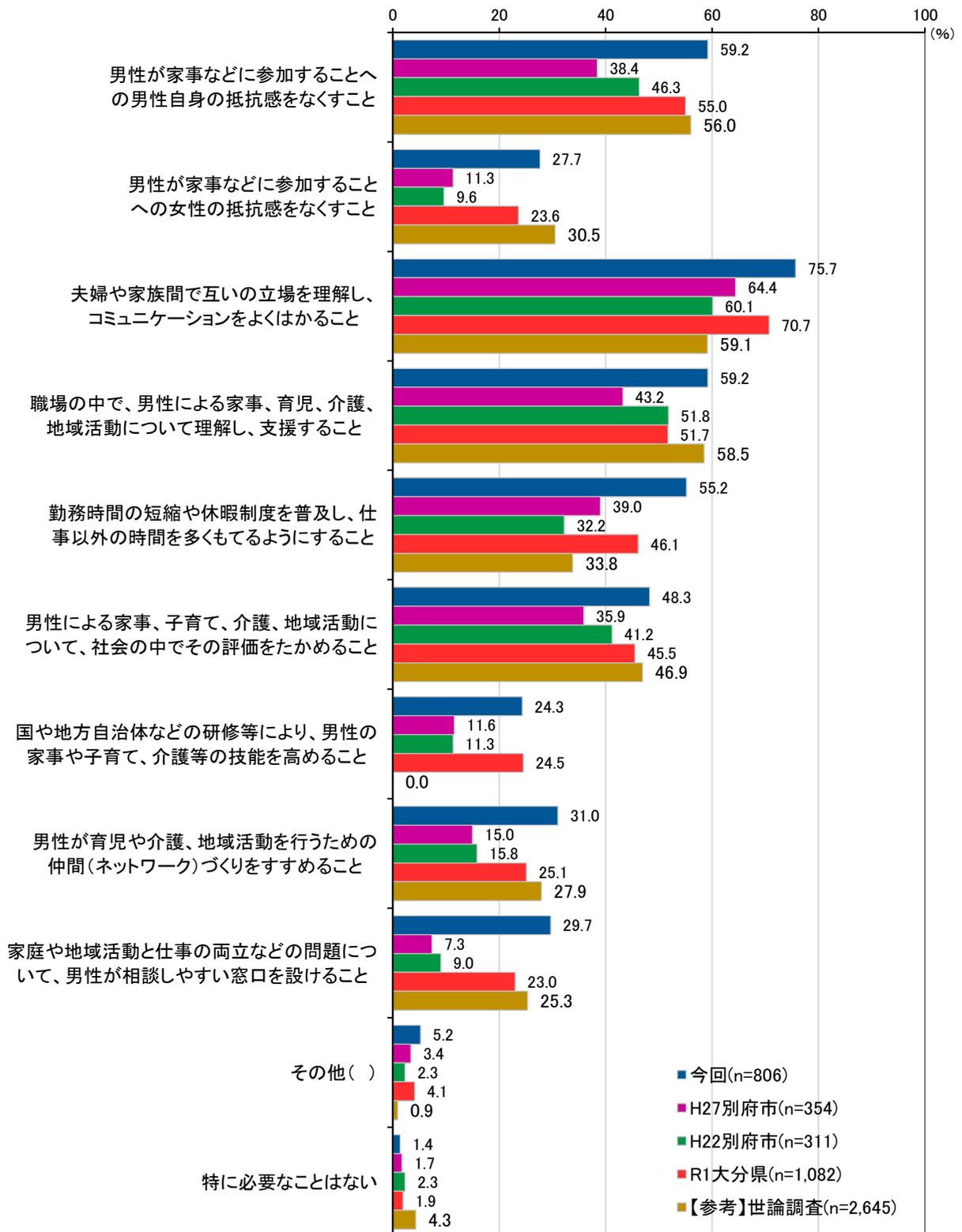
資料：市民意識調査結果

図表 4-28 男性の育児・介護休暇の取得が少ない理由



資料：市民意識調査結果

図表 4-29 男女がともに家庭生活や地域活動等へ参加をしていくために必要なこと



資料：市民意識調査結果

### 【具体的な取組】

仕事と生活の調和の実現に向け、その必要性と効果について、市民及び企業等に対し情報提供を行い、仕事と生活の調和は企業側にも働き手にもメリットがあることを PR していきます。

### 【施策の方向】

No	施策	施策の内容	所管課
①	職場、地域における啓発	育児休業等取得促進の必要性の周知を図るとともに、市報、啓発誌・公式 SNS 等を通じて市民への浸透を図ります。	市民課
		仕事と生活、プライベートの両立を図るため、仕事と生活の調和の推進に向けた講座等の情報提供を行います。	市民課
②	男性の家庭生活、地域活動等への参画の促進	固定的性別役割分担意識にとらわれず、男性の家事、育児参画等についての社会的な気運の形成を図るための啓発活動を実施します。	共生社会実現・部落差別解消推進課 市民課
		男女問わず、家族が協力して育児ができるよう情報交換の場や、ネットワークづくりのための取り組みを支援します。	子育て支援課 社会教育課 市民課
		市役所の男性職員が、育児に積極的にかかわることができるよう育児休業取得率の上昇を図ります。	職員課
		男女問わず、家族が協力して介護ができるよう、情報提供や個別の支援を行います。	介護保険課

## ②仕事と家庭が両立できる職場環境の整備の促進

### 【現状と課題】

女性が生涯仕事を続けるために必要なことについて、市民アンケートでは「子育て後などの再就職・再雇用の充実」、「育児や介護の休暇など利用者が不利な扱いを受けず、身分保証がされていること」、「育児・介護休暇制度等の充実」と回答した割合が最も高くなっています（p.58 図表 4-23）。

また、事業所アンケートにおいても、男女共同参画施策を進めるために別府市が今後力を入れていくべきことについて、「保育施設や保育サービスの充実」の割合が最も高くなっており（p.19 図表 2-21）、育児・介護休業法の周知や休暇制度の利用促進に向けた職場の環境づくり、充実した子育て・介護サービスの提供が求められています。

### 【具体的な取組】

企業等や市民とともに働き方の見直しを行い、仕事と家庭が両立できる環境づくりの整備を図ります。

### 【施策の方向】

No	施策	施策の内容	所管課
③	育児・介護休業制度の利用促進	企業等に対して、改正育児・介護休業法や関連指針の周知を関係機関とともに行います。	産業政策課 市民課
		男性が育児、介護にかかわることができるよう働き方の見直しを積極的に啓発します。	市民課 子育て支援課
④	育児・介護サービスの充実	地域子育て支援センターやファミリーサポートセンターの充実を図り、子育て支援を推進します。	子育て支援課
		別府市子ども・子育て支援事業計画に基づき、多様なニーズに合わせた保育サービスや放課後児童クラブの充実を図ります。	子育て支援課
		多様なニーズに応じた介護サービスの提供について支援を行います。	介護保険課



## 第5章 計画の推進



## 1 推進体制

男女共同参画施策を推進していくため、市長を本部長とし、全部局長等で構成する「別府市男女共同参画推進本部」と、その補助機関で、男女共同参画担当課長を幹事長とし、関係課長等で構成する「幹事会」において、男女共同参画の推進に関する施策に係る重要事項について審議します。また、計画の実施に関し、関係部局間の調整を行い、施策の計画的、効果的な推進を図ります。

ジェンダー平等の実現のためには、行政と市民等とのパートナーシップにより進めていくことが重要です。情報の公開や活動の場の提供、市民等との連携・協力を図ることができるよう、総合的な取り組みに向けた推進体制等の整備強化を進めます。さらに、ジェンダー平等の実現を推進する拠点施設としての「別府市男女共同参画センター（あす・べっぷ）」の機能の充実を図ります。

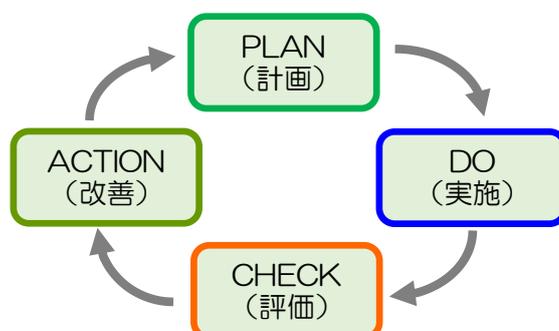
これらに加え、これまでの男女共同参画社会の実現についての取り組みを引き継ぐとともに、あらゆる分野において女性の活躍を支援するための計画として発展させていきます。

## 2 進捗管理

計画の実効性を確保するために、定期的に施策の進捗状況を点検・評価する「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN（計画）」「DO（実施）」「CHECK（評価）」「ACTION（改善）」のサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。

学識経験者や市民で構成する、別府市男女共同参画推進条例第20条に基づく附属機関である「別府市男女共同参画審議会」（p.72 参照）に対し、定期的に施策の進捗状況を報告します。また、市長の諮問に応じて、本プランその他男女共同参画の推進に関する重要事項を審議します。あわせて、市のホームページや啓発誌「あすてっぷ」等で市民に公表します。

図表 5-1 PDCAサイクル



### 3 成果指標一覧

ジェンダー平等の実現に向け、施策を総合的に推進するための指標を設定します。

図表 5-2 成果指標

区 分	施策	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
基本目標Ⅰ	女性の参画を推進する啓発講座参加者数	275人	600人
	男女共同参画啓発誌「あすてっぷ」発行回数	2回/年	3回/年
基本目標Ⅱ	乳がん検診受診率	18.3%	50%以上
	子宮頸がん検診受診率	19.5%	50%以上
	健康寿命延伸事業の参加者数(累計)	0人	10,000人
	女性防災士数	80人	100人
基本目標Ⅲ	審議会に占める女性委員の割合	17.9%	30%以上
	市職員の管理職に占める女性の割合	13.3%	15%以上
	市職員の男性の育児休業取得率	9.7%	13%以上
	保育利用決定率(10月1日時点)	94.9%	98.0%

※健康寿命延伸事業

「健康寿命」とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく、自立した生活ができる期間のことで、その延伸を目標とした取組のこと。

※保育利用決定率

その年に新たに保育園への入園を申請して、入れた割合のこと。

## 參考資料



# 1 別府市男女共同参画推進条例

## 別府市男女共同参画推進条例

平成 18 年 3 月 8 日  
条例第 1 号

### 目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策(第 9 条—第 19 条)

第 3 章 別府市男女共同参画審議会(第 20 条—第 24 条)

第 4 章 雑則(第 25 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女性の社会的地位向上に向けた国際社会の取組と連動しつつ、男女共同参画社会基本法を制定するなど、男女共同参画社会の形成に向けた取組が行われています。

本市においては、国及び県の施策を踏まえ、少子高齢化など急速に変化する社会経済情勢に対応していく上で、男女共同参画社会の実現を阻害する制度や慣行の改善を図るとともに、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画社会の実現に取り組むことは重要な課題となっています。

こうした認識の下に、湯のまち「べっふ」男女共同参画都市宣言を行った本市は、国際観光温泉文化都市として更に発展することを願うとともに、男女がお互いに人権を尊重し、責任を分かち合う男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進し、男女共同参画のまちべっふを実現するため、この条例を制定します。

### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、勤務する者及び在学する者並びに市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人その他団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動(以下この号において「性的な言動」という。)により当該性的な言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又は男女の親密な関係にある者若しくはあつた者に対する身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に分担と責任を分かち合いながら、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動を両立して行うことができるようにすること。
- (5) 幼児教育、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画社会の形成の意義を浸透させること。
- (6) 男女が相互の身体の特徴について理解を深め、性と妊娠、出産等に関し、健康と権利を互いに認め合い、心身ともに健やかな生活を営むことができるようにすること。
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に行うこと。

#### (市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、男女共同参画社会の形成の推進に当たり、市民、事業者、国及び県と連携して取り組むとともに、市民及び事業者の模範的姿勢を示すものとする。
  - 3 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制の整備その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の推進に努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成の推進に自ら積極的に取り組むよう努めなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる環境を整備するよう努めなければならない。
  - 3 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (性別による権利侵害の禁止)

- 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

#### (公衆に表示する情報に関する配慮)

- 第8条 何人も、公衆に情報を表示する場合は、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを助長し、是認し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策

### (男女共同参画計画)

- 第9条 市長は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 男女共同参画計画は、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。

- 3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ、別府市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(積極的改善措置)

第10条 市、市民及び事業者は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市は、法令その他の規定により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員を選任するときは、積極的改善措置を講じ、できる限り男女の均衡を図るよう努めなければならない。

(市民等の理解を深めるための施策)

第11条 市は、市民及び事業者に対し、基本理念に関する理解と関心を深めるため、積極的に情報の提供及び啓発を行うものとする。

- 2 市は、市民及び事業者と協働して男女共同参画社会の形成を推進するため、男女共同参画社会の啓発その他の活動を行う人材の育成に努めるものとする。
- 3 市は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、生涯にわたり、市民及び事業者の男女共同参画社会の意識を深めるため、教育及び学習の機会の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 市は、幼児教育、学校教育、社会教育その他の教育の場において、教育に携わる者が、男女共同参画社会の形成の推進に配慮した教育を行うことができるよう情報の提供その他必要な支援を行うことに努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第12条 市は、市民及び事業者が、男女共同参画社会の形成について広く理解と関心を深め、男女共同参画社会の形成の推進に関する取組への意欲を高めるため、男女共同参画週間を設ける。

- 2 男女共同参画週間は、毎年9月15日を含む1週間の期間とする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第13条 市は、家族を構成する男女が共に家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるように、情報の提供、相談の応対、育児及び介護に関する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情、相談等の申出への対応)

第14条 市長は、市民及び事業者から、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策若しくは男女共同参画社会の形成の推進に影響を及ぼすと認められる施策に係る苦情の申出、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害に係る相談又は男女共同参画社会の形成に必要と認められる意見等の申出があった場合は、適切な処理に努めるものとする。

- 2 市長は、前項の処理に当たって必要と認めるときは、当該処理に係る関係の機関その他の団体又は個人と連携し、情報の収集その他の必要な措置を講ずることができる。

- 3 市長は、前2項の処理に当たって必要と認めるときは、別府市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(情報の収集及び調査研究)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の策定に必要な情報の収集及び調査研究を行うよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第16条 市は、国際的協調の下に、国際社会との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する相互協力を円滑に進めるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第17条 市は、市民及び事業者に対し、男女共同参画社会の形成の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、市民及び事業者による男女共同参画社会の形成の推進に関する取組を支援するため、拠点施設の整備に努めるものとする。
- 3 市は、個人で営む事業にその家族が従事している場合において、その家族が経営の方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるように必要な支援を行うよう努めるものとする。

(事業者の報告)

第 18 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画社会の形成の推進状況について報告を求めることができる。

(年次報告書の作成及び公表)

第 19 条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の推進状況及び男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第 3 章 別府市男女共同参画審議会

(設置)

第 20 条 市に、別府市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 21 条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画計画に関し、第 9 条第 4 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 苦情、相談等の申出に関し、第 14 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (3) 男女共同参画社会の形成の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて答申し、及び市長に建議すること。

(組織)

第 22 条 審議会は、委員 14 人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第 23 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第 24 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者
- (2) 事業者の推薦を受けた者
- (3) 公募に応募した者

2 委員のうち、男女のいずれか一方の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。

### 第 4 章 雑則

(委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 14 条第 3 項、第 3 章及び附則第 3 項の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成 18 年規則第 35 号で平成 18 年 4 月 24 日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第 3 項の規定により定められている別府市男女共同参画プランは、第 9 条第 1 項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

## 2 男女共同参画社会基本法

### 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)  
改正 平成十一年十二月二十二日同 第六十号

#### 目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が

男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

**附 則(平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

**附 則(平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定  
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄**

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

# 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)  
最終改正:令和元年法律第四十六号

### 目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み「離婚」、には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する

基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため 就業の促進 住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターはその業務を行うに当たっては必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ)。又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ、就学する学校その他の場所。)において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいか

いしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身近につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には 理由を付さなければならない。ただし口頭弁論を経ないで決定をする場合には理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命

令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と同項第五号中「前」、「各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書 of 交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用。
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ)。
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又はあった者 同条に規定する関係にある相手であ
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則〔平成十九年法律第百十三号〔抄〕〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

### 附 則〔平成二十五年法律第七十二号〔抄〕〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

### 附 則〔平成二十六年法律第二十八号〔抄〕〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

#### 附 則〔令和元年法律第四十六号〔抄〕〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年法律第六十四号

#### 目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
  - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
  - 第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
  - 第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
  - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)
- 第五章 雑則(第三十条—第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)
- 附則

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

##### (基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第二節 一般事業主行動計画等 (一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

### 一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

### (基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

### (認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

### (認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

##### (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

##### (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

##### (職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

##### (財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

##### (啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

##### (情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

##### (協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
  - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

- 四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規

定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。))の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。))の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



---

## 湯のまち「べっぷ」輝きプラン

～ 第3次別府市男女共同参画プラン ～

---

発行日 令和4年3月  
発行 別府市  
編集 別府市市民福祉部 市民課 市民活躍支援室  
〒874-0903  
大分県別府市大字別府字野口原3030番16号  
電話 0977-21-8289

---





### 別府市男女共同参画のシンボルマーク

3色の大きいマル・小さなマル・細長いマルは、性の差や年齢の差や国籍の差など人には色々な差があっても、それぞれの個性が生かせるまちづくりを、一緒にしていきましょうという意味があります。全体の形は、べっぶの温泉のマークをイメージしています。